

第二次 宮崎県教育振興基本計画

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

(目次)

第一章 第二次宮崎県教育振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
第二章 本県教育の現状と課題	5
1 本県教育を取り巻く社会情勢	6
(1) 少子高齢化・人口減少時代の到来	6
(2) 国際化・グローバル化の進展	6
(3) 資源・環境の問題の顕在化	7
(4) 地方分権の進展	7
(5) 情報通信技術(ICT)の進展	7
2 本県教育の現状と課題	8
(1) 就学前教育について	8
(2) 学校教育について	9
① 学力の状況	9
② 将来の職業に関する意識	9
③ 生徒指導の状況	10
④ 道徳心や規範意識	10
⑤ 体力の状況	11
⑥ 障がいのある子どもへの対応	11
⑦ 教職員への期待	12
⑧ 家庭や地域との連携	12
(3) 家庭や地域の教育について	13
① 家庭の教育力	13
② 地域の教育力	13
(4) 生涯学習やスポーツ、文化活動について	14
① 生涯学習	14
② スポーツ活動	14
③ 文化活動	15
第三章 今後10年間を通じて目指す本県教育の姿	17
1 目指す県民像	18
2 今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 施策の目標	19
施策の目標Ⅰ「県民総ぐるみによる教育の推進」	19
施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」	20
施策の目標Ⅲ「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」	21
施策の目標Ⅳ「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」	21
施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」	22
(3) 主な成果指標	23
(4) 施策の体系	24
3 計画の全体像	26

第四章 今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 27

施策の目標Ⅰ「県民総ぐるみによる教育の推進」	28
施策1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進	28
施策2 家庭や地域の教育力の向上	30
施策3 開かれた学校づくりの推進	32
施策の目標Ⅱ「生きる基盤を育む教育の推進」	34
施策1 就学前教育の充実	34
施策2 確かな学力を育む教育の推進	37
施策3 豊かな心を育む教育の推進	40
施策4 健やかな体を育む教育の推進	44
施策5 共生社会を目指す特別支援教育の推進	48
施策6 人権が尊重される社会を目指す教育の推進	50
施策7 技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進	52
施策の目標Ⅲ「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」	56
施策1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進	56
施策2 地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進	58
施策3 キャリア教育・職業教育の推進	60
施策の目標Ⅳ「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」	64
施策1 教職員の資質向上	64
施策2 公立学校における安心・安全の確保	68
施策3 公立学校の教育環境の整備・充実	70
施策4 私立学校の振興	72
施策5 高等教育環境の充実	74
施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」	76
施策1 生涯学習の振興	76
施策2 スポーツの振興	78
施策3 文化的振興	82

第五章 計画の推進 85

1 計画の実効性の確保	87
2 計画の推進に向けて	87
(1) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携	87
(2) 関係部局間の連携	87
3 施策推進のための管理指標	88

資料 91

1 策定の経緯	91
2 第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿	92

第一章

第一次宮崎県教育振興基本計画の策定にあたつて

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」

平成18年12月に改正された「教育基本法」第17条第2項の規定に則り、県教育委員会では、これまで、「学校教育を中心とした宮崎の教育創造プラン」、「宮崎県スポーツ振興基本計画」、「宮崎県生涯学習振興ビジョン」、「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」とし、「宮崎県教育基本方針」の具現化を図ってきました。

本県は、未曾有の「口蹄疫」被害など厳しい状況に直面し、県民一人一人が思いやりの心、助け合いの心を持って支えあい、さらに、家庭や学校、地域社会などが連携、協働しながら「宮崎の再生・復興」に取り組んでいるところです。

また、時代の大きな転換期を迎えた昨今の社会情勢をみると、全国と同様に、本県においても、今後、人口減少時代の到来と少子高齢化の急速な進行、情報化や国際化の一層の進展、地球規模の環境問題や資源問題等の顕在化などの大きな変化が想定されます。

このような状況を踏まえ、あらためて、本県教育に求められるものを考えたとき、社会の変化が激しい時代だからこそ、「絆」を大切にしながら、人としての在り方生き方の基となる豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に向けて挑戦し続ける「たくましさ」が重要となると考えます。

そこで、本計画は、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとし、将来世代である子どもたちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願って策定するものです。

このためには、県民一人一人が「人づくりの主役」であることを自覚し、社会の発展に積極的に貢献する気概や資質を高めるなど、社会全体で総合的に教育に取り組むことが重要となります。

このような考え方のもと、この「第二次宮崎県教育振興基本計画」は、これまでの4つの計画を統合し、時代の変化にともなう課題やニーズに対応するため、今後10年間に目指す本県教育の姿と、その実現のために取り組むべき施策を総合的・体系的に示し、その着実な実施を図るものです。

なお、策定にあたっては、児童生徒や保護者、地域住民や一般県民などを対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施するとともに、県民の方々による「第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」を開催するほか、高校生や青年、社会教育関係者などを対象とした「教育ミーティング」及び「パブリックコメント」を実施し、教育に関する県民の声の反映に努めました。

2 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

また、宮崎県総合計画に示される「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野別施策の中で、「人づくり」に係る部門別計画として位置付けています。

3 計画の期間

本計画は、平成23年7月から平成32年度までの10年間の計画とします。
なお、必要に応じ見直しを行います。

(参考)

● 宮崎県教育基本方針

本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

● 教育基本法における規定

教育基本法（平成18年12月22日施行）における教育振興基本計画の策定に関する規定は、次のとおりです。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

● 宮崎県教育振興基本計画

- ・「学校教育を中心とした宮崎の教育創造プラン」（平成15年3月策定）
- ・「宮崎県スポーツ振興基本計画」（平成15年4月策定）
- ・「宮崎県生涯学習振興ビジョン」（平成20年3月策定）
- ・「宮崎の就学前教育すくすくプラン」（平成18年10月策定）

● 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」

宮崎県総合計画は、本県の20年後の将来像を描いた上で、今後の県の施策の方向性を示すもので、基本目標を『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』とし、8つの長期戦略と「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野別施策等で構成されています。

1 本県教育を取り巻く社会情勢

- (1) 少子高齢化・人口減少時代の到来
- (2) 国際化・グローバル化の進展
- (3) 資源・環境の問題の顕在化
- (4) 地方分権の進展
- (5) 情報通信技術（ICT）の進展

2 本県教育の現状と課題

- (1) 就学前教育について
- (2) 学校教育について
 - ① 学力の状況
 - ② 将来の職業に関する意識
 - ③ 生徒指導の状況
 - ④ 道徳心や規範意識
 - ⑤ 体力の状況
 - ⑥ 障がいのある子どもへの対応
 - ⑦ 教職員への期待
 - ⑧ 家庭や地域との連携
- (3) 家庭や地域の教育について
 - ① 家庭の教育力
 - ② 地域の教育力
- (4) 生涯学習やスポーツ、文化活動について
 - ① 生涯学習
 - ② スポーツ活動
 - ③ 文化活動

1 本県教育を取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢化・人口減少時代の到来

我が国の総人口は、2005年から減少に転じておおり、これから本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えるとしています。本県の総人口も、2030年には100万人を割ることが予測されており、高齢化は、全国平均を超えるスピードで進行しています。一方で、本県の年少者（0～14歳）は、約10人に1人となることが予測されています。

このような状況の中、将来にわたって社会や産業の活力を維持していくためには、県民一人一人が本県を支える存在であることを自覚するなど、郷土や社会を担い、その発展に貢献する人の育成に取り組むことが大切です。

また、県民が生涯にわたって自己実現を目指すことのできる生涯学習社会^(注)づくりの推進も必要となります。

(注) 「生涯学習社会」：人々が生涯の中で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会のこと。

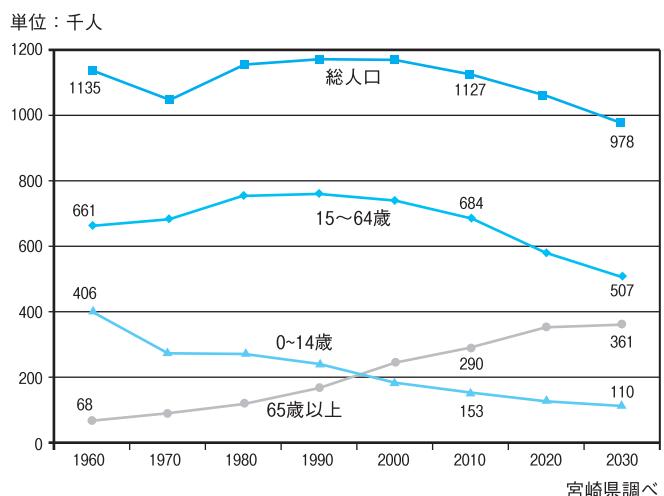
(2) 国際化・グローバル化の進展

近年、東アジア諸国の経済成長等を背景として、本県の輸出入額は増加しており、アジア諸国をはじめとして、北米やオセアニア、ヨーロッパなど世界各地域との経済交流が進んでいます。

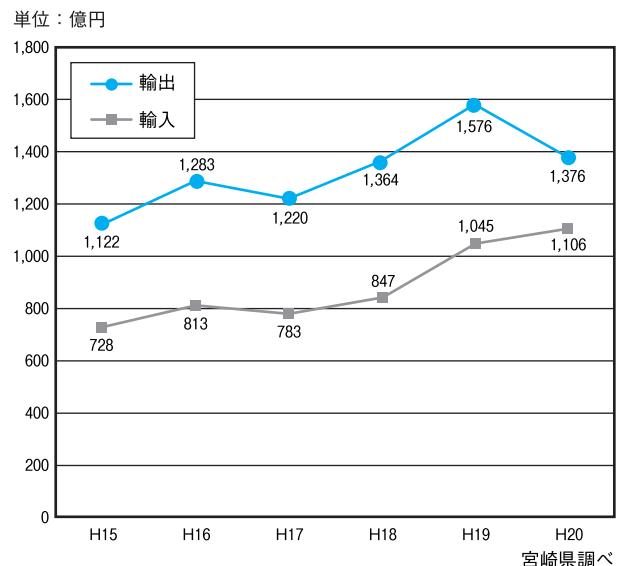
また、学校や民間団体による国際交流活動などが継続的に行われているなど、外国との社会的・文化的交流は、今後も拡大することが予測されます。

このような国際化・グローバル化に適切に、また、積極的に対応できるよう、豊かな国際感覚の醸成や語学力、コミュニケーション能力などの向上に一層努めていくことが必要です。

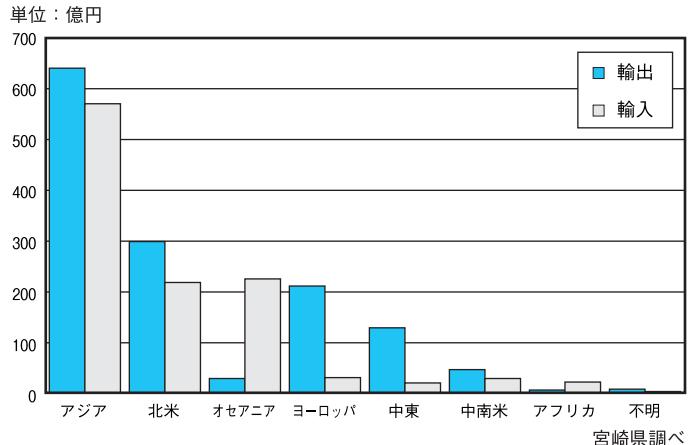
【宮崎県人口の推移予測（年齢区分別）】



【宮崎県の輸出入額の推移】



【平成20年 宮崎県の輸出入先の状況】



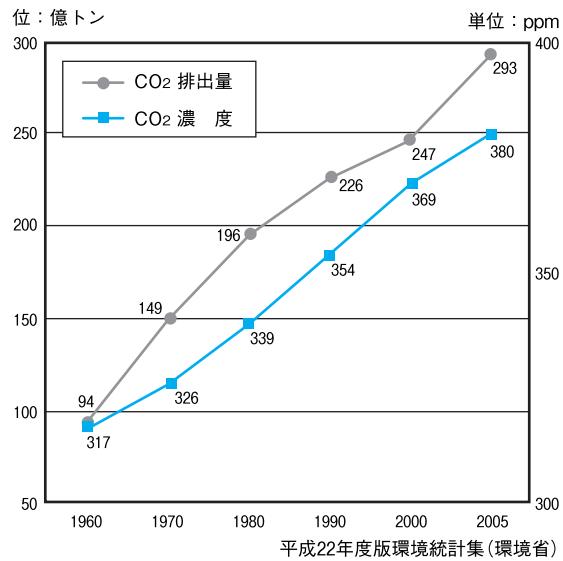
(3) 資源・環境の問題の顕在化

世界の人口増加等により、資源や食糧の確保が大きな問題となることが懸念されます。また、エネルギー消費も世界的に増加しており、温室効果ガス排出による地球温暖化の問題は、大きな課題となっています。

これからは、限られた資源を有効に使いながら、環境に配慮した社会を築いていくことが必要であり、本県においても、平成21年3月にソーラーフロンティア構想^(注)を策定し、本県ならではの太陽光発電関連施策の推進を図っているところです。

今後は、県民一人一人が、資源や環境の問題を正しく理解し、環境に配慮した責任ある行動を実践できるようにしていくことが大切です。

【世界における人為的CO₂排出量、濃度】



(注) 「ソーラーフロンティア構想」：エネルギー問題や地球環境問題への対応及び新たな地域づくりの取組の実現を目指して、本県ならではの太陽光発電関連施策の構築とその推進に関して県が策定した取組方針。

(4) 地方分権の進展

現在、国と地方の役割分担や国の関与の在り方を見直し、地方のことは地方自らが決定する分権型社会への移行に係る議論が活発になっています。また、地方分権の進展及び経済社会情勢の変化への対応などを目的とした市町村合併が推進され、本県においても平成17年まで44であった市町村数が平成23年4月現在で26となっています。

このような地方分権化の流れの中では、それぞれの地方が特色を生かしつつ、また相互の連携を深めながら継続した発展を目指すことが必要であり、県民一人一人が、地域を知り地域を愛し、よりよくしていこうとする態度を身に付けていくことは、これまで以上に重要となります。

(5) 情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）は、経済活動、医療・福祉、教育など、私たちの生活のあらゆる場面への導入がさらに加速することが予測されます。また、インターネット等により個人が直接、情報の収集や発信を行うなど、社会活動の基盤としての情報の重要性が増しています。

このような高度情報化の流れの中では、必要な情報を識別・活用するなど、適切に対応できる能力の育成が必要となります。

2 本県教育の現状と課題

(1) 就学前教育^(注)について

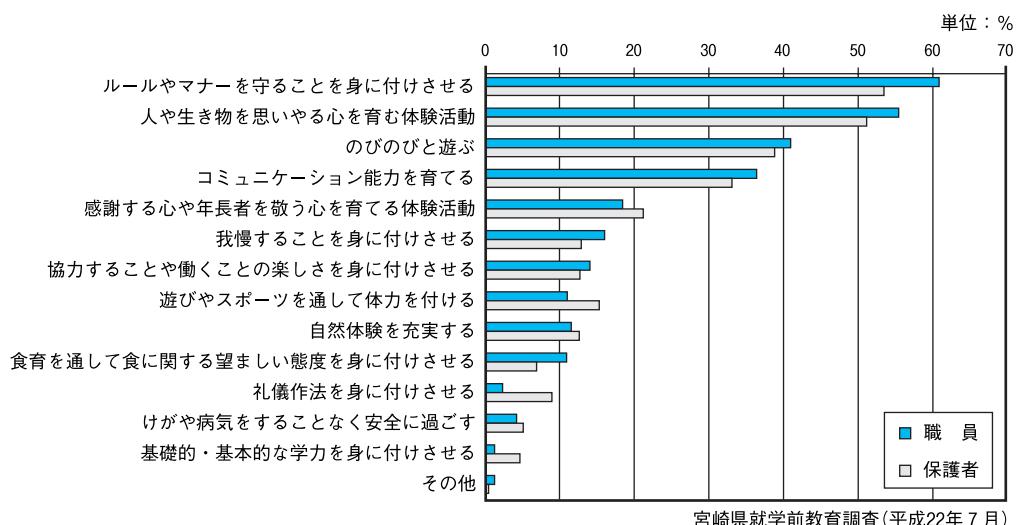
本県の就学前の子どもたちの9割以上が幼稚園や保育所・認定こども園を卒園し、小学校へ就学しています。

県の調査結果をみると、幼稚園の教職員や保育所の保育士、就学前の子どもの保護者は、「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」や「人や生き物を思いやる心を育む体験活動」、「のびのびと遊ぶこと」などを重視した教育・保育の充実を望んでいます。また、教職員や保育士は、小学生や中学生、高齢者との交流活動の充実が必要であると考えています。実際に小学生との交流活動を実施している施設は約7割ですが、1施設当たりの交流回数は多いとは言えない状況です。

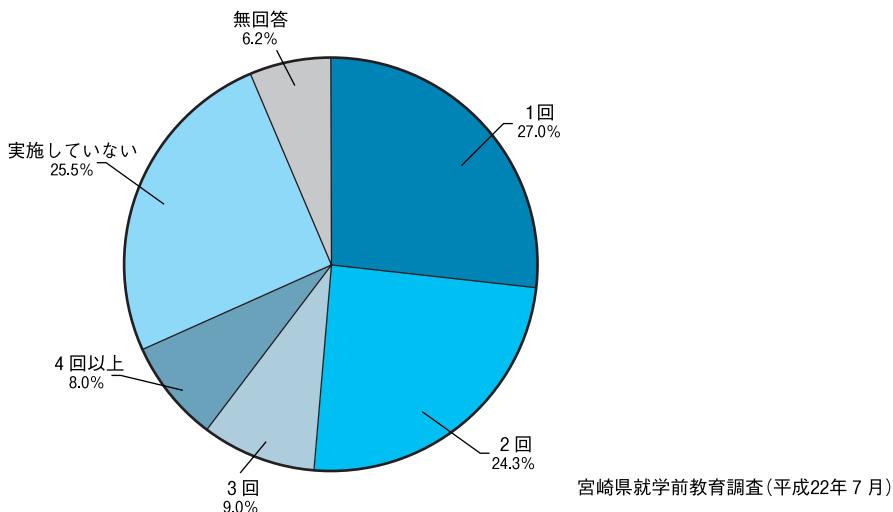
今後は、さらに子どもの自立心を育て、人とかかわる力を育む教育・保育を推進するとともに、子どもたちの成長を促すための教育環境の整備・充実が必要です。

(注) 「就学前教育」：概ね3歳以上の幼児期の教育・保育（家庭教育を含む）。

【幼稚園・保育所・認定こども園ではどんな教育・保育を充実していくべきか】



【幼稚園・保育所・認定こども園における小学生との交流活動の実施状況】



(2) 学校教育について

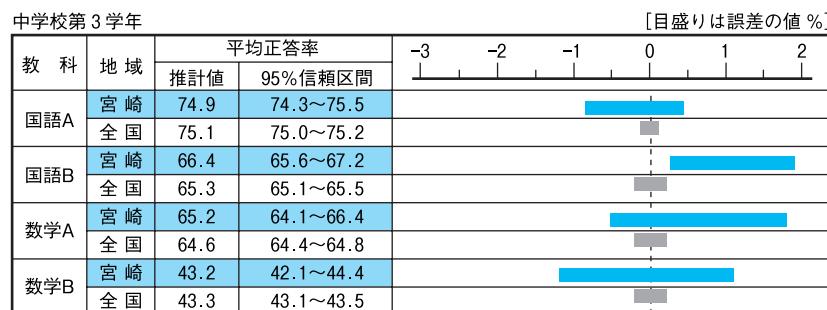
① 学力の状況

全国学力・学習状況調査^(注1)の結果をみると、本県の中学校3年生については、全国平均を概ね上回っている状況にあります。また、小学6年生では、国語、算数ともに知識に関するA問題は全国平均を上回っていますが、活用に関するB問題については全国平均を下回っているという状況です。

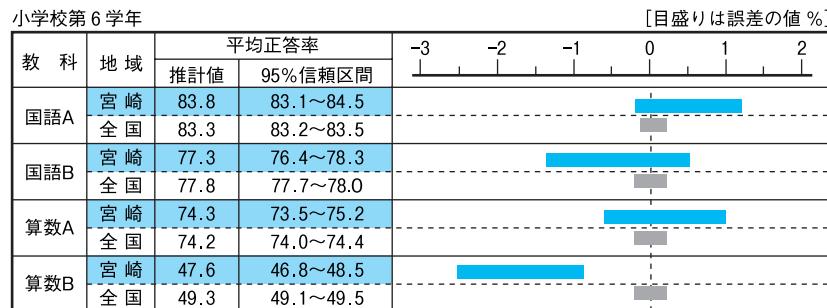
このようなことから、学力を確実に身に付けるための取組、特に小学校段階からの「活用する力」^(注2)を高める指導の充実が必要です。

【全国学力・学習状況調査結果の全国との比較】

中学校第3学年



小学校第6学年



※全国の推計値を基準（0）とした場合の本県の平均正答率が想定される範囲を青帯で示しています。青帯が右側にあるほど全国平均よりも高い状況であることを示しています。

平成22年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(注1) 「全国学力・学習状況調査」：文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小6、中3を対象に実施している調査。

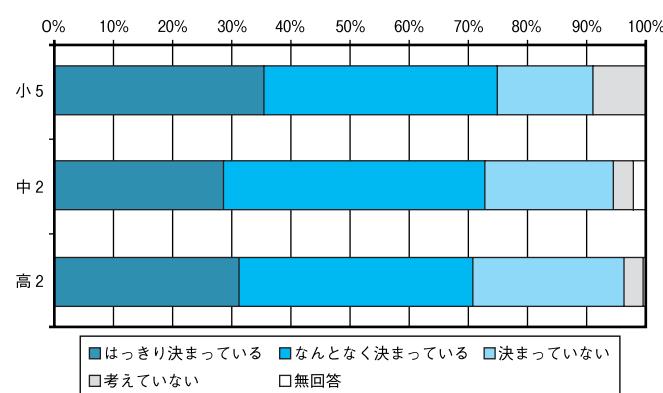
(注2) 「活用する力」：身に付けた知識・技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

② 将来の職業に関する意識

県の調査結果をみると、将来就きたい職業について「はっきり決まっている」又は「なんとなく決まっている」児童生徒は、小・中・高校生とともに7割を超えています。一方で、小学校5年生の約10%、中学2年生・高校2年生の約5%が将来の職業について考えていないと回答しています。

夢や希望を持って将来の生き方や進路を考え、自分の将来を設計することは、社会人・職業人として自立していく上でたいへん重要なことであり、今後、小・中・高等学校等が一貫してキャリア教育^(注3)に取り組むことが大切です。

【将来就きたい職業が決まっているか】



みやざきの教育に関する調査(平成22年2月)

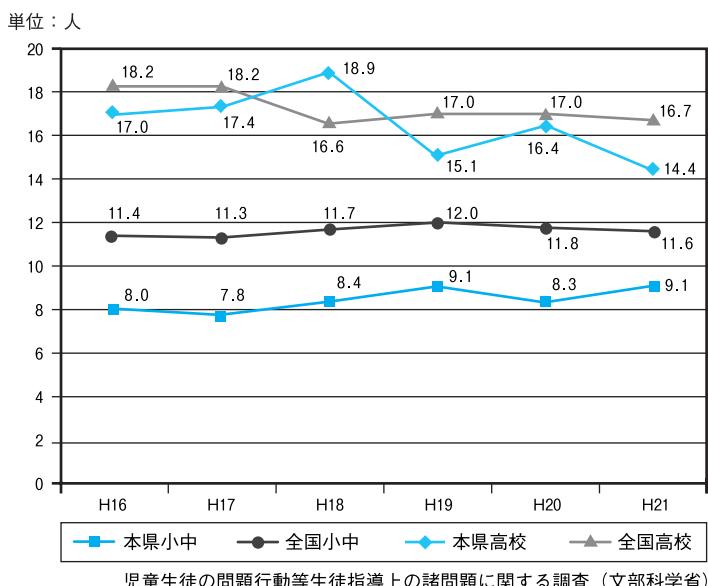
(注3) 「キャリア教育」：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

③ 生徒指導の状況

不登校や暴力行為、いじめなどの発生率は、全国との比較では低い状況が続いている。平成21年度の小・中学校における不登校の発生率は、全国で3番目の低さとなっています。

今後は、これらがさらに減少するよう、学校と子どもたち、保護者との信頼関係づくりを基盤しながら、学校における体制づくりなど、これまでの取組をさらに充実させていくことが重要です。

【本県における不登校の状況】
発生率(1000人当たりの発生人数)

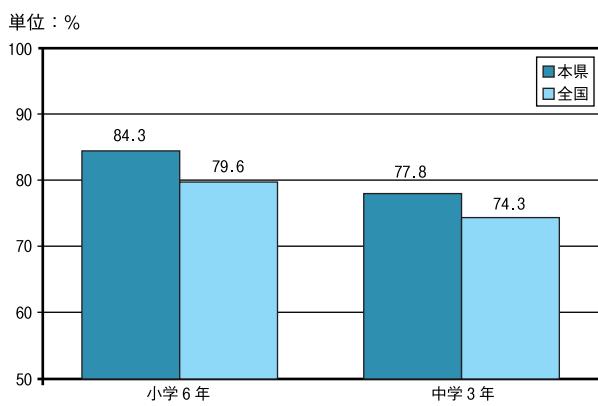


④ 道徳心や規範意識

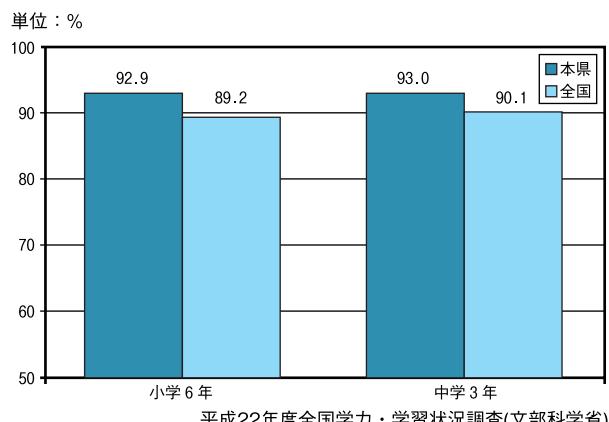
平成22年度全国学力・学習状況調査の結果をみると、「人が困っているときには進んで助けている」や「学校のきまりを守っている」などの道徳心や規範意識に関する項目に肯定的な回答をした児童生徒の割合が、全国の状況より高い結果となっているなど、本県の子どもたちの状況は、概ね良好であると考えられます。

今後も、子どもたちの道徳心や規範意識を育むために、学校・家庭・地域のより一層の連携や体験活動の充実等に取り組んでいくことが大切です。

【「人が困っているときには進んで助けてている」に肯定的な回答をした児童生徒の割合】



【「学校のきまりを守っている」に肯定的な回答をした児童生徒の割合】

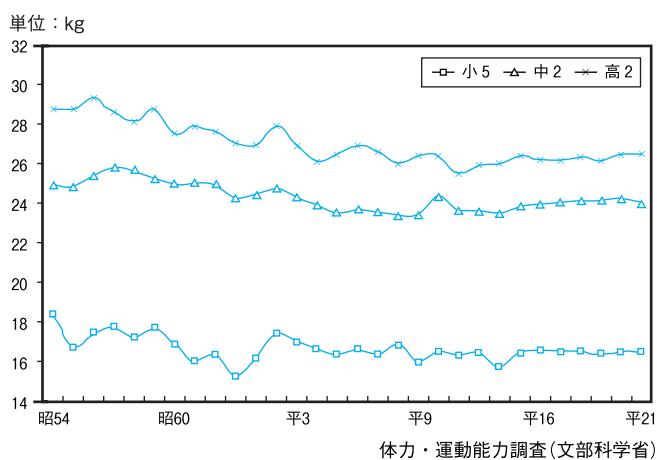


⑤ 体力の状況

本県の子どもたちの体力・運動能力の状況は、全国と同様に昭和60年ごろをピークに低下傾向がみられましたが、学校等での取組により徐々に上昇傾向に転じており、全国平均との比較でも、概ね良好な結果を示しています。しかし、子どもたちの運動への取組については、二極化が見られるなどの課題も明らかになっています。

今後は、これまでの取組をより充実させるとともに、子どもたちが日常的に運動・スポーツに親しむ環境づくりを進めていくことが必要です。

【本県の握力（女子）記録の推移】

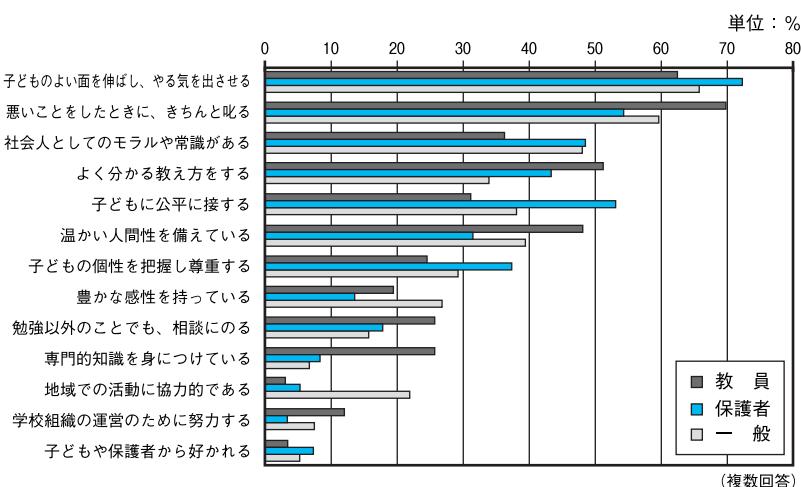


⑦ 教職員への期待

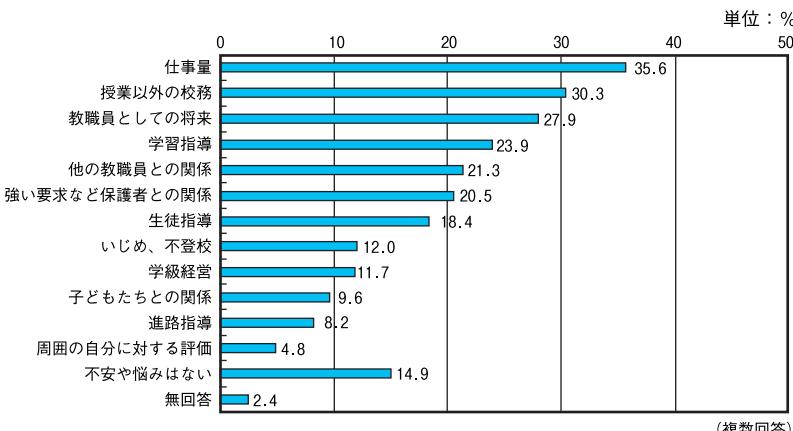
県の調査結果をみると、教職員の資質や姿勢で特に大事だと思われていることは、「子どものよい面を伸ばし、やる気を出させること」や「悪いことをしたときに、きちんと叱る」、さらには、「社会人としてのモラルや常識がある」などが挙げられており、子どもたちに対する専門的な指導力や幅広い社会性などの向上が求められています。また、教職員に、仕事量や授業以外の校務などに不安や悩みがあることもわかりました。

このようなことから、今後は今まで以上に教職員の資質向上の取組を推進していくことが重要です。また、教職員の不安や悩みを解消することや心身の健康対策を充実させていくことも大切になります。

【教職員の資質や姿勢で特に大事だと思うこと】



【教職員が現在感じている仕事上の不安や悩み】



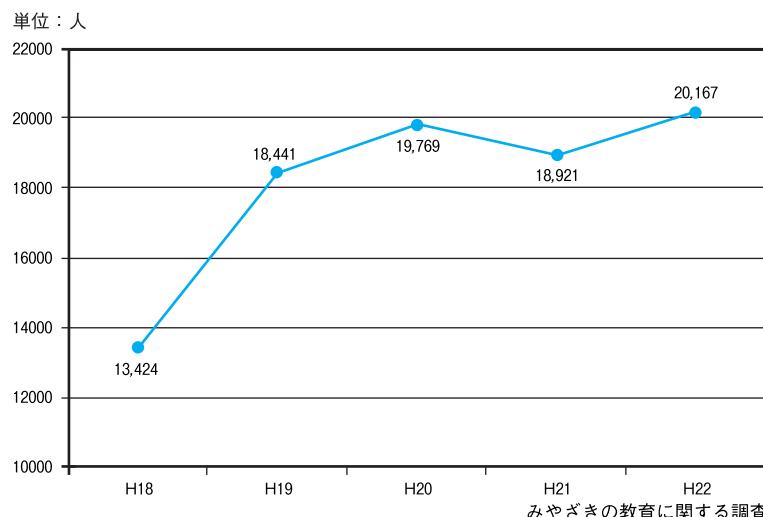
みやざきの教育に関する調査(平成22年2月実施)

⑧ 家庭や地域との連携

学校の教科等の指導に参加した地域住民の人数は増加傾向にあり、地域で学校教育を支援する取組である学校支援地域本部の数も増加しているなど、学校支援の取組は広がりを見せています。

地域全体で子どもを育む取組を推進するためにも、今後は、学校と家庭や地域との連携体制をより充実させることが重要となります。

【単年度に公立学校の教科等の指導に
参加した地域人材の延べ人数】



(3) 家庭や地域の教育について

① 家庭の教育力

家庭はすべての教育の出発点であり、本県における保護者対象の調査結果をみても、家庭の役割として、基本的な生活習慣や規範意識、道徳心の育成などが重視されています。一方で、家庭の教育力の低下が懸念されており、国の調査結果でも、多くの保護者が家庭の教育力が低下していると感じている状況があります。

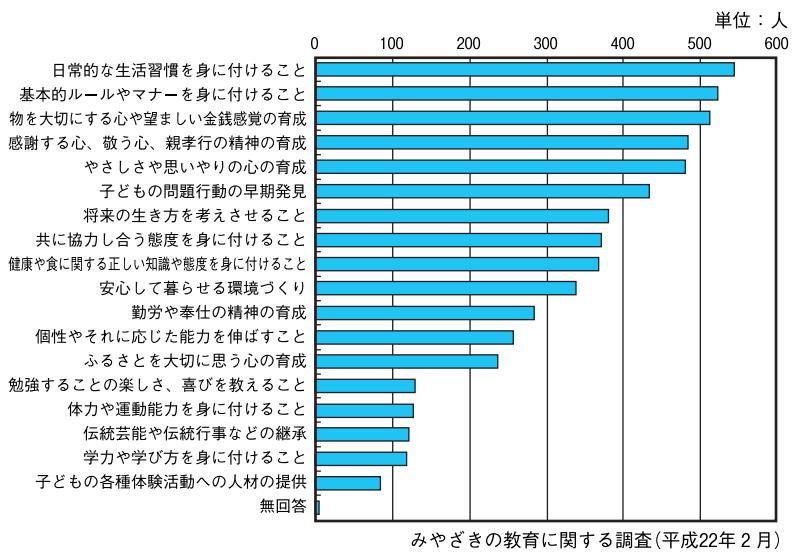
今後は、家庭教育の在り方に関する学習機会や情報の提供の充実等に一層取り組むとともに、社会全体で家庭での教育を支援していく体制を構築していくことが必要です。

② 地域の教育力

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の教育力の低下が指摘されています。県の調査結果をみても、地域の結び付きが「強い」、「少し強い」と思う県民の割合は、4割弱という状況です。

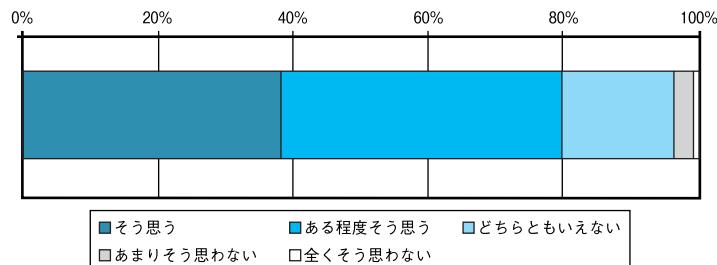
このことから、地域では、学校や家庭、企業・市民団体等と連携した様々な活動を通して、子どもと地域住民や地域住民同士の結びつきを強めるなど、地域の教育力を高めていくことが必要となります。

【保護者が考える家庭が担うべき役割】



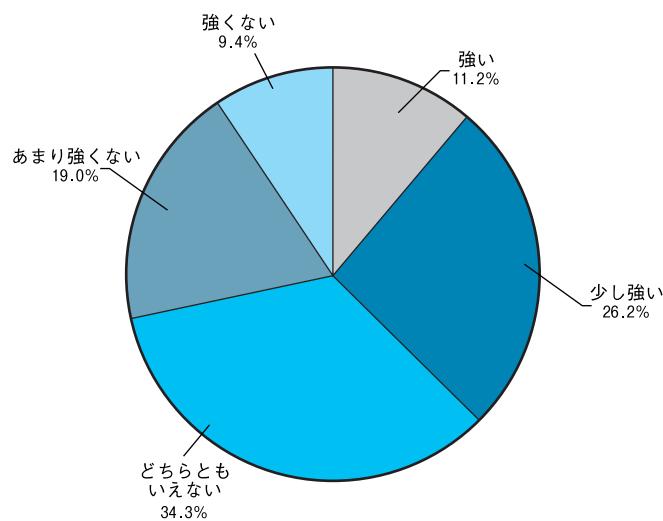
みやざきの教育に関する調査(平成22年2月)

【「家庭の教育力が低下している」と思うか(全国調査)】



平成20年度家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究(文部科学省)

【あなたの住んでいる地域のつながりは強いと思うか】



宮崎県県民意識調査(平成22年2月)

(4) 生涯学習やスポーツ、文化活動について

① 生涯学習

社会情勢が激しく変化し、長寿化した社会では、県民一人一人が生涯を通じて学び、自らを磨き高め、自己実現を図る生涯学習の取組がますます重要となります。

本県の調査結果をみると、生涯にわたって学習する環境をつくるためには、公民館などの講座や教室を充実させることや講座等の情報を広く提供することなどが求められています。

今後は、講座や教室での学習内容の充実や生涯学習情報の整備と活用などを進めることが大切です。また、習得した知識や技術等の学習成果を、地域や社会の中で生かすことができるような環境の整備も必要となります。

② スポーツ活動

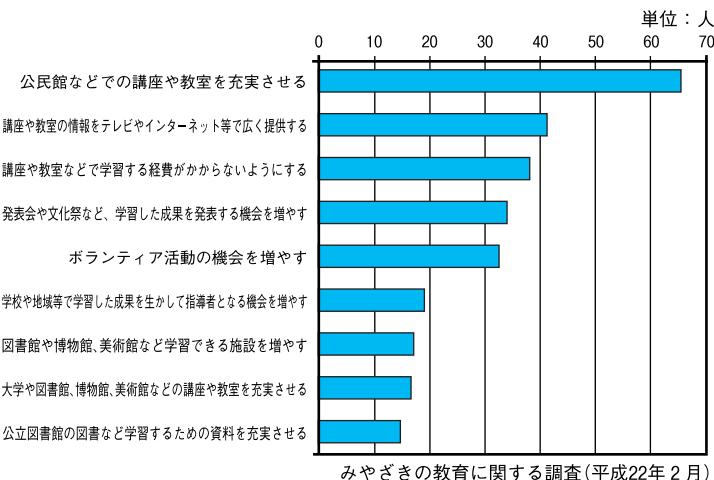
スポーツは、個人の心身の健全な発達に重要であり、最近は、健康・体力つくりに対する意識の高まりがみられます。しかしながら、県の調査結果をみると、週に1回以上運動・スポーツを行っている県民の割合は、5割弱という状況です。

今後は、生涯にわたりスポーツに取り組む県民意識の高揚などを目的とした、スポーツを支える環境の一層の充実を図ることが必要です。

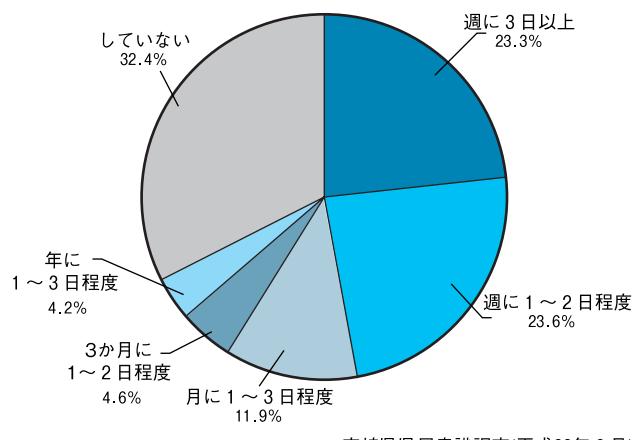
また、競技スポーツの分野は、県民のスポーツへの関心を高め、感動や夢を与えるなど活力ある地域社会の形成に大きく貢献するものです。しかしながら、国民体育大会の成績等からも、本県の競技力は安定しているとは言えない状況です。

今後は、少年期からの一貫した指導体制の確立や指導者の養成など、長期的な視点に立った取組が必要です。

【県民みんなが生涯にわたって学習する環境をつくるためにはどのような取組が必要か(県民の回答)】

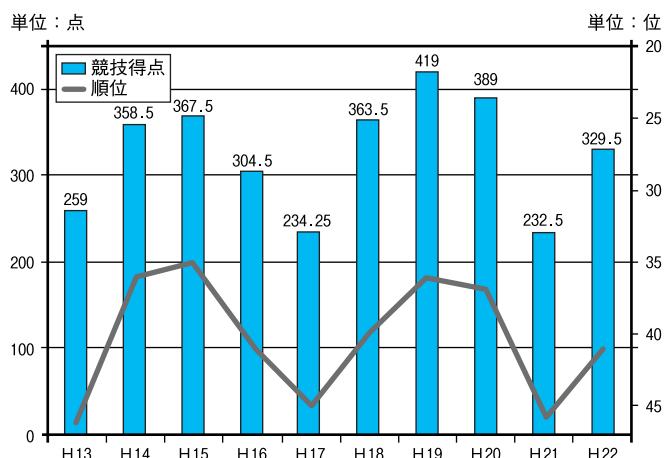


【健康や楽しみ等のために運動・スポーツを行っているか】



宮崎県県民意識調査(平成22年2月)

【国民体育大会の競技得点と男女総合順位の推移】

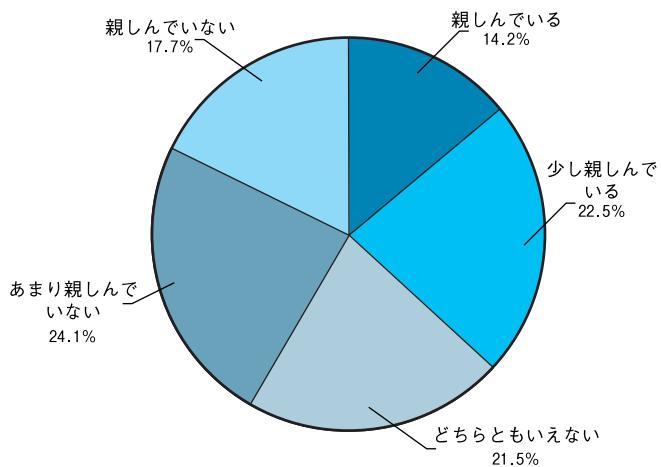


③ 文化活動

文化活動は、創造や体験を通じて暮らしに潤いや感動を与えるものであり、県民の誰もが日常的に文化にふれることができる環境の整備が重要です。しかしながら、県の調査結果をみると、音楽・美術の鑑賞や趣味の実践など、日頃から文化に親しんでいる県民の割合は、4割弱に留まっている状況があります。

今後は、県民一人一人が生涯を通じて文化に親しもうとする意識の高揚や気軽に文化活動に取り組むことができる環境の充実が必要です。

【日頃から文化に親しんでいるか】



宮崎県県民意識調査(平成22年2月)

1 目指す県民像

2 今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策

- (1) 基本的な考え方
- (2) 施策の目標

施策の目標Ⅰ 「県民総ぐるみによる教育の推進」

施策の目標Ⅱ 「生きる基盤を育む教育の推進」

施策の目標Ⅲ 「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」

施策の目標Ⅳ 「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」

施策の目標Ⅴ 「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」

- (3) 主な成果指標
- (4) 施策の体系

3 計画の全体像

1 目指す県民像

本計画は、「宮崎県教育基本方針」の具現化を図り、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を進めるため、将来世代である子どもたちはもとより、県民すべてを対象として施策を展開するものです。

そこで、本計画を通して目指す具体的な人の姿を「目指す県民像」として設定しました。

【目指す県民像】

- 夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人
- ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
- グローバルな視野をもって活動する人

「目指す県民像」は、「宮崎県教育基本方針」を踏まえ、児童生徒や保護者、地域住民や一般県民などを対象として実施した「みやざきの教育に関する調査」の結果から明らかになった課題や、広く県民からの意見を聴取するために開催した「第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」、「教育ミーティング」等において、「次代を担う人材に求められること」として出された意見等を参考に設定しました。

この「目指す県民像」の実現に向けて、今後10年間において、次に示す施策に総合的・計画的に取り組んでいきます。

2 今後10年間に総合的・計画的に取り組む施策

(1) 基本的な考え方

本計画における「今後10年間を通じて総合的・計画的に取り組む施策」は、その全般にわたり、次のように「横の連携」と「縦の接続」を重視して推進します。

「横の連携」

生涯にわたって様々な学びや活動に取り組んできた地域の人や企業等で活躍する人は、かけがえのない貴重な教育資源です。社会全体で総合的に教育に取り組むためには、県民一人一人がこれまで身に付けた知識や経験・技術などを、学校や家庭、地域における様々な活動の中で生かすことが必要です。

そのため、これまで推進してきた学校・家庭・地域が連携した取組を基盤として、さらに、地域の企業やNPO法人・市民団体等の多様な主体が一体となった取組を、これまで以上に進めるなど、人と人との「絆」、地域における様々な「絆」を深め、社会全体で教育に取り組むための「横の連携」を重視して取組を推進します。

「縦の接続」

今後の「知識基盤社会^(注1)」等の一層の進展の中では、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、地域や社会の中で身に付けた知識や技術などを生かし活躍するなど、学びが循環する社会づくりを積極的に進め、「生涯学習社会」の一層の実現を図る必要があります。

そのため、小・中・高等学校等の接続や、学校教育と社会生活等とのつながりを一層深めることが必要です。また、県民誰もが、生涯を通じて学習活動やスポーツ・文化活動等に取り組んだり、地域社会の一員として活動したりしながら自らを磨き高めていく環境づくりを進めるとともに、その学習成果を、地域づくりや子どもたちの教育に積極的に還元できる機会を充実するなど、ライフステージ^(注2)における活動の場をつなぐ「縦の接続」を重視して取組を推進します。

(注1) 「知識基盤社会」：新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

(注2) 「ライフステージ」：人生における段階を意味する。

(例) ①乳幼児期（就学前教育期を含む） ②青少年期 ③成人期 ④高齢期

(2) 施策の目標

本県教育の10年後の目指す姿の実現に向けて、次の5つを「施策の目標」として施策を推進します。

- I 県民総ぐるみによる教育の推進
- II 生きる基盤を育む教育の推進
- III 自立した社会人・職業人を育む教育の推進
- IV 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実
- V 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

各施策の目標の概要は、次のとおりです。

施策の目標 I 「県民総ぐるみによる教育の推進」

人口減少、少子高齢化など社会が大きく変化する中で、本県を支える人づくりにあたっては、県民一人一人が、家庭の一員として、地域の一員として、社会の一員としての意識を高め、それぞれの役割をしっかりと果たすなど、社会全体の教育力の向上を図ることが必要なことから、次のような取組を進めます。

- ① 県民総ぐるみによる教育の推進についての県民意識の醸成や、教育支援のためのネットワークの構築・充実などにより、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進を図ります。

② 家庭教育や社会教育についての各種広報・啓発活動や、社会教育関係団体の活動の充実及び連携の強化、子育てに関する相談・支援体制の整備等により、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

③ 学校から保護者や地域住民等への教育活動についての情報発信や、保護者や地域住民等による学校評価の充実などにより、学校運営の工夫・改善を図りながら、地域住民等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策の目標Ⅱ 「生きる基盤を育む教育の推進」

これからの中学校教育においては、知・徳・体の調和を図りながら、子どもたちに生きる力を一層身に付けさせるとともに、共生社会の実現を目指す特別支援教育や人権を相互に尊重しあい共に生きる社会づくりを目指す人権教育を推進することなどが、これまで以上に必要となっていることから、次のような取組を進めます。

① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期にある就学前の子どもたちに対し、望ましい教育環境を提供するため、幼稚園や保育所・認定こども園における教育・保育の内容の充実や、教員・保育士の資質の向上を図るとともに、地域の子育て家庭への支援体制の充実などに取り組みます。

② 子どもたちの学力や学習状況を把握し、実態に応じた指導方法・指導体制及び環境整備の工夫・改善や、幼保・小・中・高等学校・大学等の連携した教育の推進、教員の指導力向上などを通して、子どもたちの確かな学力の向上を図ります。

③ 学校における道徳教育やその推進体制等の充実、子どもたちの自然体験や社会体験活動、交流活動などの推進及び、文化・芸術活動の充実を図るとともに、教育相談体制の整備・充実を図り、子どもたちの豊かな心を育みます。

④ 幼児期からの体力つくりや学校における体力向上対策の推進、児童生徒が自らつくった弁当を持参する「みやざき弁当の日」など家庭や地域と連携した食育や健康・安全教育の推進等を通して、子どもたちの健やかな心身を育みます。

⑤ 障がいのある子どもたちへの支援や多様な教育的ニーズに対応した取組等を充実するとともに、障がいのある人も一人一人の個性を尊重しながら生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指す特別支援教育を推進します。

⑥ 学校における人権教育の全体構想等の整備や校内外研修の充実とともに、学校・家庭・地域等の協働による人権尊重の地域づくりに取り組むことにより、一人一人が人権についての正しい知識を身につけ、人権を相互に尊重しあい、共に生きる社会づくりを目指す人権教育を推進します。

⑦ 高度情報化・技術革新や国際化などが進展する中で、子どもたちに、情報通信技術(ICT)を適切に活用する能力や、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育の推進に取り組みます。

施策の目標Ⅲ「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」

これからの中学生には、自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜く力を育むとともに、郷土を愛し郷土を支え、その発展に貢献する意欲に満ち、地域や社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組もうとする意識や態度などの育成が重要なことから、次のような取組を進めます。

- ① ふるさと学習や体験活動の充実、地域の人材や文化財の活用等を通して、子どもたちが、地域に対する理解を深めるとともに、地域への関心を高め、ふるさと宮崎への誇りや愛着を育む教育を推進します。
- ② 子どもたちの地域活動への積極的な参加や、学校における各教科等の学習の工夫、及び実践的な活動等を通して、子どもたちに、地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、適正に義務を果たし権利行使するなど、地域の課題解決や地域づくりに参画しようとする意識や態度を育む教育を推進します。
- ③ 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進や、地域や産業界等との連携による体験的な学習の充実等により、子どもたちに、将来に向けての目的意識や自立した社会人・職業人として必要な知識・技能や態度を育みます。

施策の目標Ⅳ「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」

次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るために、様々な子どもの学びや育ちを支える教育環境の整備・充実を一層推進する必要があることから、次のような取組を進めます。

- ① 優れた人材の確保や教職員の専門性向上のための研修等の取組の充実、学校の組織力向上のための取組や教職員がその能力を發揮できる体制づくりに取り組みます。
- ② 教職員の安全意識の高揚と地域ぐるみの学校安全体制の充実、耐震対策の推進等により、安心で安全な学校づくりを進めます。
- ③ 少子化による児童生徒数の減少や多様な教育的ニーズ及び社会の変化等に対応した魅力と活力ある学校づくりの推進や、子どもたちにきめ細かな指導ができる体制の整備とともに、子どもたちへの修学支援の充実に取り組みます。
- ④ 私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。
- ⑤ 高等教育コンソーシアムとの連携・協力や運営支援などにより、人材育成や教育研究機能の充実、地域貢献活動の支援などの高等教育環境の充実に努めます。

施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」

本県が今後とも輝き続け活力を維持し発展していくためには、県民一人一人が夢や希望を抱き、生涯にわたって、学びを深めたり学び直しをしたり、また、新たな学びに取り組んだりしながら自らを磨き高めることや、スポーツや文化活動に取り組んだり挑戦したりするなど、様々な取組の中で自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や経験、技術等を社会に還元するなど、学びが循環する社会づくりが必要なことから、次のような取組を進めます。

- ① 生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となる環境づくりを推進するとともに、社会参加やキャリアアップなど多様なニーズに対応した学習機会の提供を進めます。
- ② 次代を担う子どもたちの体力の向上を図るとともに、誰もが生涯にわたって親しむことのできる県民総参加型のスポーツや、県民に感動と夢を生み出す競技スポーツを推進します。
- ③ 県民一人一人が様々な機会を通じて文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むとともに、県内各地の文化財や文化資源が大切に保存・継承され、積極的に活用される環境づくりを推進します。

(3) 主な成果指標

施策の主な取組である「次代を担う子どもたちの育成」や、「県民の生涯を通じた学びの推進」、「本県が抱える課題への対応」の視点から、県民すべてが共有できる具体的な成果指標（達成される姿）を設定し、県民一丸となった計画の推進を図ります。

① あいさつができる子ども 日本一

(児童生徒対象のアンケートで、あいさつをしていると答える割合 100%)

② 思いやりの心を持っている子ども 日本一

(児童生徒対象のアンケートで、困っている人を助けたい・人に親切にしたいと思っている割合 100%)

③ 将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている子ども 日本一

(児童生徒対象のアンケートで、考えていると答える割合 100%)

④ ふるさとや社会に貢献したいと考えている子ども 日本一

(児童生徒対象のアンケートで、貢献したいと答える割合 100%)

⑤ 世界の出来事について関心を持っている子ども 日本一

(児童生徒対象のアンケートで、関心を持っていると答える割合 100%)

⑥ 子どもの学力 全国上位

(全国学力・学習状況調査において、小・中学校とも、すべての平均正答率が全国平均を上回る)

⑦ 子どもの体力・運動能力 全国上位

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小・中学校とも、すべての項目が全国平均を上回る)

⑧ 生涯を通じて、自らを高めている県民 日本一

(生涯学習、文化・スポーツ活動等に取り組んでいると答える県民の割合 100%)

⑨ 国民体育大会総合成績 30位台

(国民体育大会の総合成績で30位台)

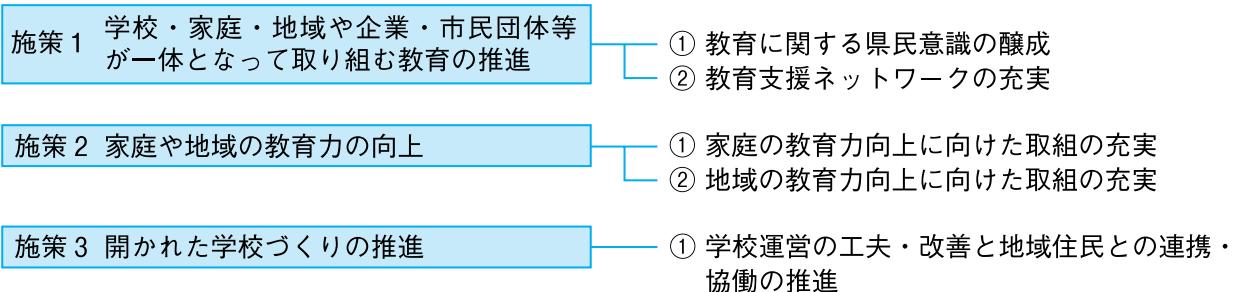
⑩ 医学部（医学科）合格者 年間100名以上

(本県の医師不足問題に対応するため、高等学校等の新規、過年度卒業者で、医師を目指す者の医学部（医学科）合格者 年間100名以上)

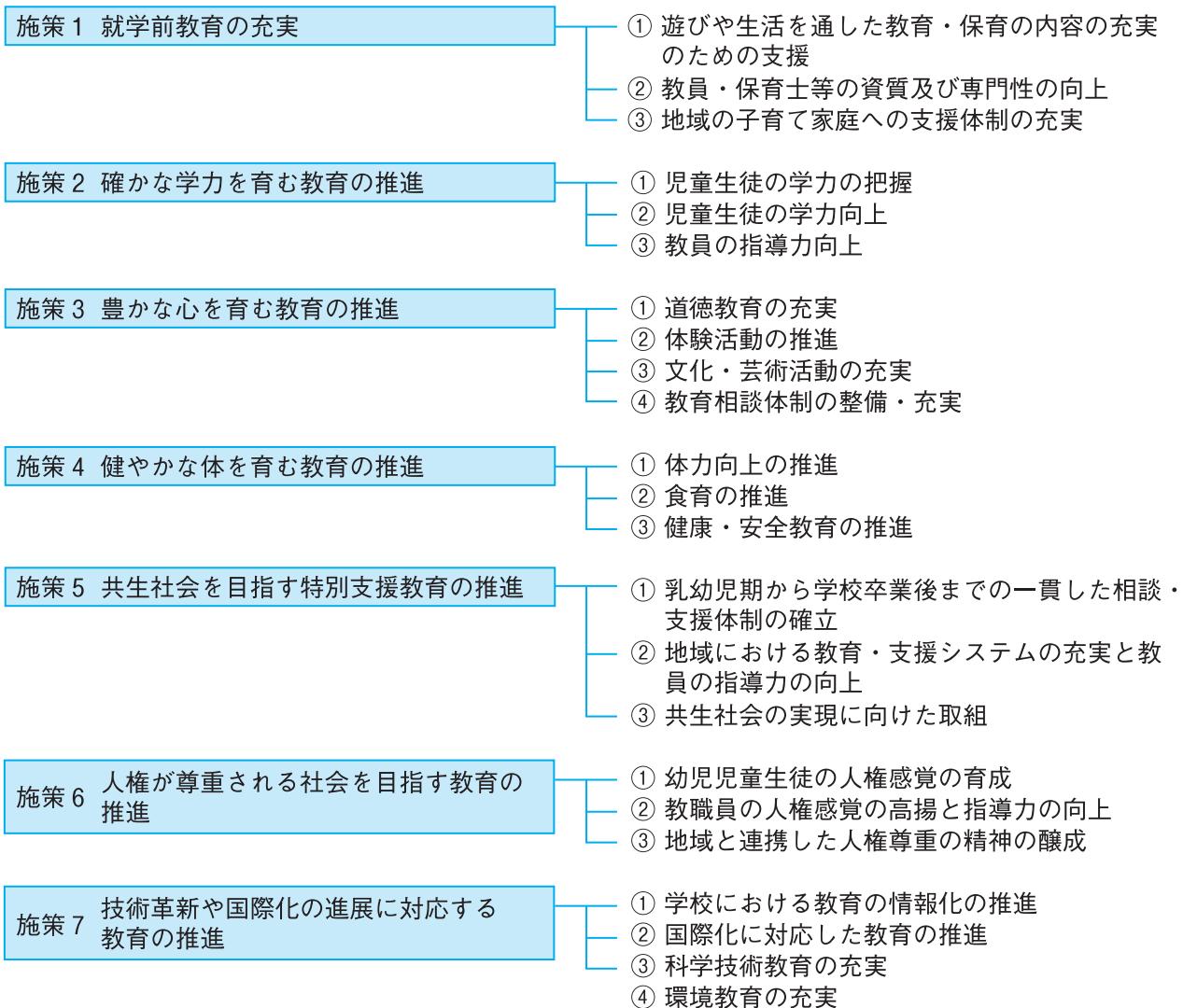
(4) 施策の体系

本計画の施策の体系は、以下のとおりです。

〔施策の目標Ⅰ〕 県民総ぐるみによる教育の推進



〔施策の目標Ⅱ〕 生きる基盤を育む教育の推進



〔施策の目標Ⅲ〕自立した社会人・職業人を育む教育の推進

- 施策 1 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進
 - ① 学校における「ふるさと学習」の推進・充実
 - ② 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実
- 施策 2 地域課題解決に参画する意識や態度を育む教育の推進
 - ① 地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進
 - ② 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実
- 施策 3 キャリア教育・職業教育の推進
 - ① 小中高一貫したキャリア教育の推進
 - ② 地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進
 - ③ 明日の産業を担う人材の育成
 - ④ 地域医療を担う人材の育成
 - ⑤ 高校生の就職支援対策の推進

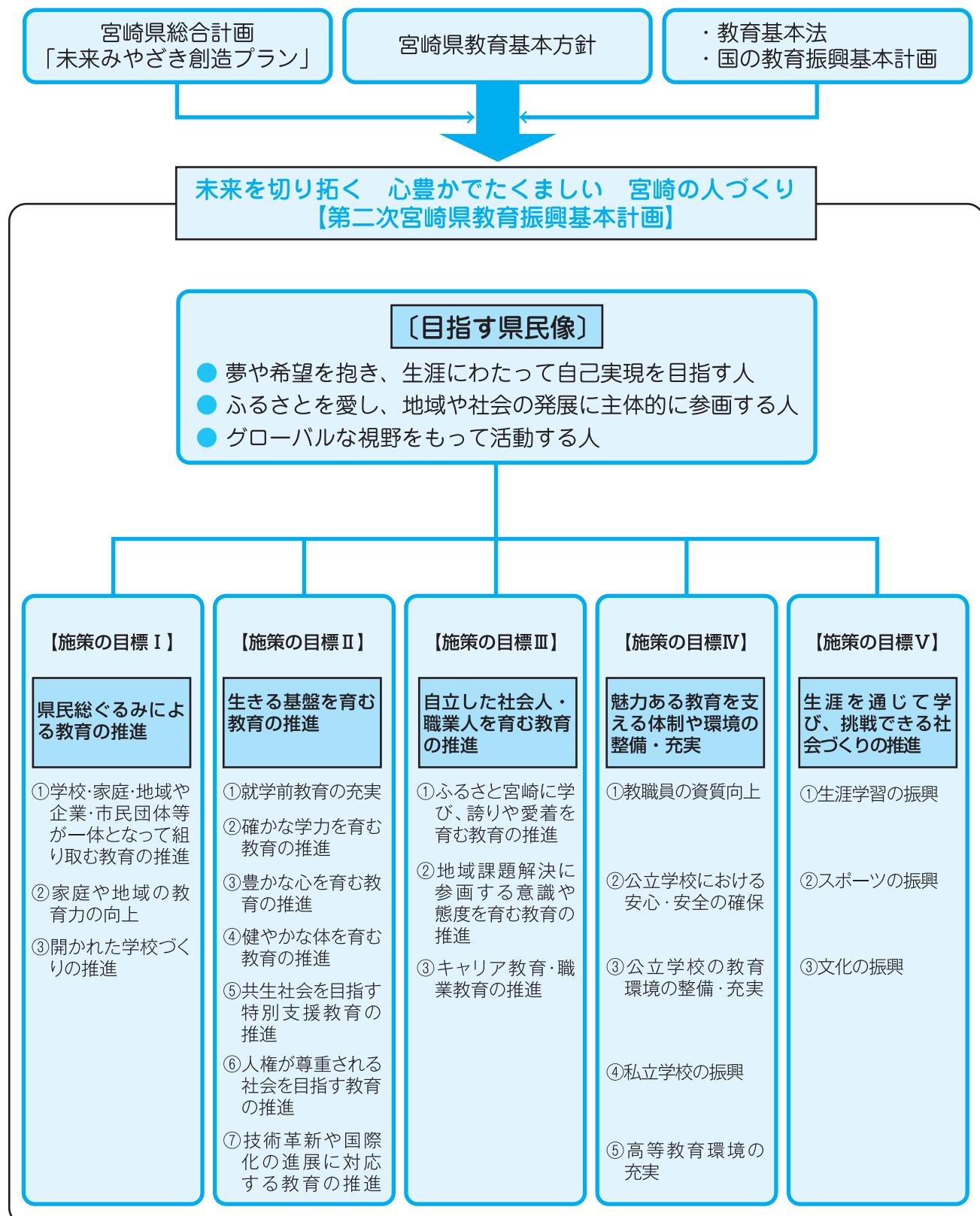
〔施策の目標Ⅳ〕魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

- 施策 1 教職員の資質向上
 - ① 優れた人材の確保
 - ② 専門性や社会性向上のための取組の充実
 - ③ 学校の組織力向上のための取組の充実
 - ④ 能力を発揮できる環境の整備・充実
- 施策 2 公立学校における安心・安全の確保
 - ① 学校安全体制の整備・充実
 - ② 安心・安全な学校施設の整備
- 施策 3 公立学校の教育環境の整備・充実
 - ① 県立学校の整備・充実
 - ② 児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備推進
 - ③ 修学支援の充実
- 施策 4 私立学校の振興
 - ① 私立学校の教育の振興等に対する支援
 - ② 保護者負担の軽減に対する支援
 - ③ 教職員の資質向上等に対する支援
 - ④ 私立専修学校の教育の充実に対する支援
- 施策 5 高等教育環境の充実
 - ① 魅力ある高等教育の推進
 - ② 高等教育機関の地域社会への貢献

〔施策の目標Ⅴ〕生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

- 施策 1 生涯学習の振興
 - ① 生涯学習推進体制の整備
 - ② 社会教育の充実
- 施策 2 スポーツの振興
 - ① 次代を担う子どもたちの体力向上の推進
 - ② 県民総参加型のスポーツの推進
 - ③ 感動と夢を生み出す競技スポーツの推進
- 施策 3 文化的振興
 - ① 県民が文化に親しむ機会の充実
 - ② 県民の文化活動を支える環境の整備
 - ③ 文化財の保護・継承と活用
 - ④ 特色ある文化資源の活用

3 計画の全体像



第四章

今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

施策の目標Ⅰ 県民総ぐるみによる教育の推進

施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

施策の目標Ⅲ 自立した社会人・職業人を育む教育の推進

施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

施策の目標Ⅴ 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

施策の目標Ⅰ 県民総ぐるみによる教育の推進

【施策1】 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が 一体となって取り組む教育の推進

現状と課題

少子高齢化や情報化、国際化など、今後一層の社会の変化が予測される中、本県においても、地域社会における人のつながりの希薄化等が指摘されるとともに、青少年の健全育成など、県民が一体となった取組の充実がより一層求められています。

本県が活力を持ち続け、さらに発展していくためには、人や地域の絆や県民相互の協働意識等を一層深めるとともに、県民一人一人が自らも地域社会の一員としての自覚を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしながら、次代を担う子どもたちの教育にこれまで以上に積極的に関わるなど、社会全体の教育力の向上を図ることが必要となっています。

そこで、子どもの教育への関心や社会全体の教育力が高まるよう、県民意識の醸成を図ります。また、学校・家庭・地域、企業・NPO法人・市民団体等のネットワークの充実を進める中でそれぞれの持つ教育力の向上を図るとともに、それに期待される役割と責任を果たすなどにより、地域社会が一体となって取り組む教育を推進します。

施策の内容

① 教育に関する県民意識の醸成

「みやざき子ども教育週間」の実施や、教育に関する広報・情報提供等を通して、子どもの教育や社会全体の教育力の向上に向けた、県民意識の醸成を図ります。

② 教育支援ネットワークの充実

学校と家庭、地域や企業・NPO法人・市民団体等及び「宮崎県青少年育成県民会議」等の関係団体などが連携、協働した取組の推進や、学校を拠点とした教育支援ネットワークを構築し、地域住民が参画^(注)した教育活動の充実と社会全体の教育力の向上を図ります。

(注) 「参画」：様々な活動等に参加することにとどまらず、活動等の企画から運営・実施などに関わること。

主な取組

① 教育に関する県民意識の醸成

★「みやざき子ども教育週間」の推進

- ・毎年10月に設定する「みやざき子ども教育週間」の実施を通して、県民一人一人が、子どもの教育について、それが果たす役割を自覚するとともに、協働して取り組もうとする気運の醸成を図ります。

★広報・情報提供による県民意識の醸成

- ・県教育委員会の広報番組やホームページを活用した情報提供、パンフレット等の配布などを通して、県民が、様々な教育活動や教育施策等についての理解を深めるとともに、県民総ぐるみによる教育支援や社会全体の教育力向上の重要性についての意識の高揚を図ります。

★「あいさつ運動」の推進

- ・地域社会の連帯感を強め、思いやりの心を醸成するとともに、豊かな人間関係を育み、明るく安全で住みよい地域づくりを進めていくために、「宮崎県青少年育成県民会議」やPTAなどと連携しながら、学校・家庭・地域や企業・NPO法人・市民団体等が一体となって取り組む「あいさつ運動」を推進します。

② 教育支援ネットワークの充実

★多様な主体の参画による教育支援システムの構築と連携強化

- ・地域において活動する企業・NPO法人・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステムを整備するなど、地域ぐるみの教育の普及・発展を図ります。また、市町村との連携を強化し、社会教育関係事業に多様な主体の参画を促すとともに団体指導者の研修の充実や関係団体等との教育支援ネットワークの構築により、一層の連携に努めます。

★子ども支援活動の充実

- ・地域全体で子どもの一日を通した教育活動を支えるため、地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保や学習支援活動を推進するとともに、放課後や土日等の休日において、小学校の余裕教室等を活用した居場所づくりなどの体制づくりに努めます。

★青少年の健全育成

- ・青少年の健全育成を図る県民運動を推進する「宮崎県青少年育成県民会議」と連携し、家庭や学校、地域において、青少年を心身ともに健やかに育むための見守り活動や非行防止活動などの全県的な運動を推進します。また、青少年が犯罪等に巻き込まれないように、学校・家庭・地域が一体となった情報モラル教育等を推進します。

施策の目標Ⅰ 県民総ぐるみによる教育の推進

【施策2】 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

すべての教育の原点である家庭教育^(注)は、子どもたちに豊かな情操や基本的な生活習慣、他人に対する思いやりや倫理観、社会的なマナーなど、人格形成の基礎を育むのですが、近年、子育ての悩みや不安を抱く保護者の増加など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、地域社会における人のつながりの希薄化などを背景として、地域の在り方やその機能が変化するなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

その一方で、地域住民が学校の教育活動や登下校の見守り活動などに積極的に協力する姿も多く見られるようになってきました。

本県が活力を持ち続けさらに発展していくためには、人づくりの基盤となる家庭の教育力や、子どもたちの成長を見守り育む地域の教育力の向上が不可欠です。

そこで、保護者による家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する相談・支援体制等の整備や各種広報・啓発活動の充実、学習機会の充実や社会教育関係団体等の連携強化など、これまでの取組の成果を継承しながら、家庭や地域の教育力の一層の向上に取り組みます。

(注) 「家庭教育」：教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

施策の内容

① 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

家庭教育の重要性についての広報・啓発活動や多様な主体との連携・協働による学習機会の提供等による、地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組を進めます。

また、学校や「宮崎県PTA連合会」等の社会教育関係団体、企業・NPO法人・市民団体等と連携し、子どもの生活習慣づくりに向けた運動を推進します。

② 地域の教育力向上に向けた取組の充実

社会教育施設で行われる講座の充実や社会教育関係団体等との連携強化による活力ある地域づくりに向けた取組の推進、学校と地域との連携・協力体制の構築による地域全体で学校を支える取組の充実などを通して、地域の教育力向上に努めます。

また、地域における学習拠点・活動拠点として、社会教育施設の効果的な活用を図ります。

主な取組

① 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

★子どもの生活習慣づくりに向けた運動の推進

- ・「地域の宝」である子どもたちの基本的な生活習慣づくりについて、社会全体の問題として理解や取組を促進するために、「宮崎県PTA連合会」や「宮崎県青少年育成県民会議」等との連携による「子どもの生活習慣づくり運動」を提唱し、「ノーメディア・デー（アワー）^(注1)」、「早寝早起き朝ごはん」、「家読（うちどく）^(注2)」、「お手伝い」などの取組を推進します。

(注1) 「ノーメディア・デー（アワー）」：テレビやビデオ・DVDだけでなく、ゲーム・パソコンなど様々なメディア（情報媒体・機器）の利用を控えることで、メディアの利用の在り方について考えることや、家族の会話を増やしコミュニケーションを深めることをねらいとした取組。

(注2) 「家読（うちどく）」：学校で行われる「朝の10分間読書」等の取組を家庭においても実践しようというものの、読書の習慣を家族で共有することで、家庭での会話を増やし、コミュニケーションを深めることをねらいとした取組。

★家庭教育に関する学習機会の充実

- ・地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等との連携により、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

★将来の親世代を育成する教育の推進

- ・将来親となる青少年に対して、子育て等についての学習機会や体験的な活動の場を提供します。

★家庭教育に関する相談・支援体制の整備

- ・宮崎県教育研修センターが行う相談事業（電話相談・来訪相談）の充実を図ります。また、家庭教育に関する講師の人材バンクの充実や子育ての悩みや不安を抱く保護者の相談に気軽に応じる支援者の養成により、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備を図ります。

★広報・啓発活動の充実

- ・地域において活動する社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等の活動内容や家庭教育の重要性、社会全体で教育力向上に取り組む必要性、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及などについて広報・啓発に努めます。また、ホームページ「みやざき学び応援ネット」による情報提供の充実を図ります。

② 地域の教育力向上に向けた取組の充実

★社会教育施設を活用した学習機会の充実

- ・地域における学習拠点・活動拠点となるよう公民館の活動を支援します。また、地域の少年団体やその指導者を対象とした、県立青少年自然の家等が行う体験活動、講座の充実に努めます。

★学校と地域との連携・協力体制の構築

- ・地域における指導者等の人材バンクの充実や学校教育を支援するボランティアの養成により、地域全体で学校を支える体制の整備を図ります。

施策の目標 I 県民総ぐるみによる教育の推進

【施策 3】 開かれた学校づくりの推進

現状と課題

これからの多様化、複雑化する教育課題に対応するため、学校は、家庭や地域と積極的に連携を深め、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

「みやざきの教育に関する調査」によると、本県のほとんどの学校ではオープンスクールが実施されたり、地域人材が学習活動で活用されたりするなど、開かれた学校づくりが推進されています。一方、半数以上の県民が、学校の取組や地域での活動などの情報発信及び共有が必要と回答しているように、今後も、更なる連携・協働を推進する取組が必要です。

このため学校では、基本的な情報を日常的かつ積極的に提供し、家庭や地域と情報の共有化を図るとともに、学校運営の状況等についての評価結果を保護者や地域住民に提供し、学校の改善を図る学校評価制度^(注1)の取組を推進します。

また、保護者や地域住民が、求めに応じて学校運営の意見を述べる学校評議員制度^(注2)の充実や、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^(注3)の支援など、保護者や地域住民と連携、協働する制度の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

(注1) 「学校評価制度」：平成19年の「学校教育法」の改正において、学校は学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることと規定され、学校による自己評価の実施と結果の公表が義務付けられるとともに、学校関係者による評価の実施は努力義務として、また外部の専門的な評価を取り入れる第三者評価については必要に応じて実施することとされている。

(注2) 「学校評議員制度」：平成12年に「学校教育法施行規則」の改正により導入され、学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べることとされている。

(注3) 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」：平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入され、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することとされている。

施策の内容

① 学校運営の工夫・改善と地域住民との連携・協働の推進

保護者や地域住民に対する積極的な情報発信や、保護者、地域住民と連携して行う学校評価の充実を図るとともに、学校評議員制度の充実やコミュニティ・スクールの支援など、保護者や地域住民と連携、協働する制度を推進することで学校運営の工夫・改善を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりの取組を推進します。

主な取組

① 学校運営の工夫・改善と地域住民との連携・協働の推進

★学校からの情報提供等の工夫・充実

- 各学校では、児童生徒や保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報を把握し、それに応じた情報を、学校要覧や学校ホームページ等を活用し、日常的に提供することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

★学校評価の推進・充実

- すべての公立学校では、学校運営の状況について適切に自己評価を実施し、その評価結果を保護者、地域住民等に公表することや、保護者や地域住民等による学校関係者評価の実施と公表に努めること、さらに必要に応じて学校運営に対する専門的視点を持つ第三者による評価を実施することにより、信頼される学校づくりを進めます。

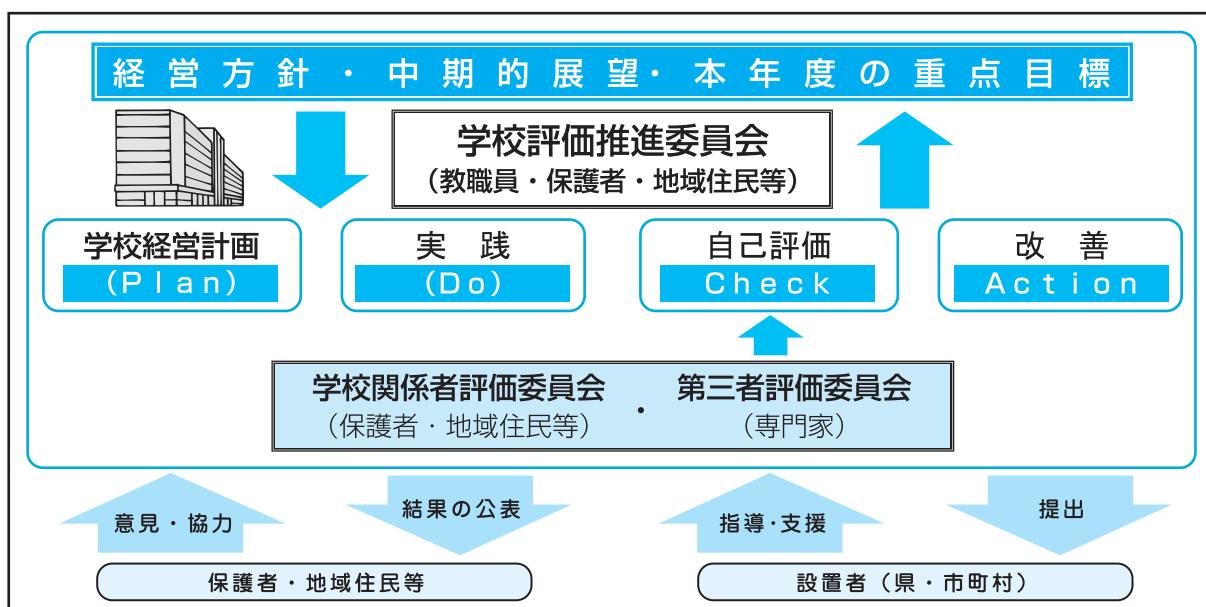
★学校評議員制度の充実

- 教育委員会から委嘱を受けた学校評議員が、校長の求めに応じて学校運営について意見を述べる学校評議員制度の充実を図り、保護者や地域住民による学校運営への参画に努めます。

★コミュニティ・スクールへの支援

- 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を支援し、学校・家庭・地域の連携、協働を進めます。

【学校評価制度】



施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策1】 就学前教育^(注1) の充実

現状と課題

近年、核家族化、少子高齢化が進む中、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、就学前の子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中で、子どもたちには、のびのびとした遊びや直接体験の不足、ルールやマナーが十分に身に付いていない、人や生き物を思いやる心が十分に育っていないなどの傾向がみられます。また、子育てに不安や悩みを感じている保護者も多くみられます。

これらの課題解決に向け、就学前の子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎が育まれるよう、小学校との連携・円滑な接続など教育・保育の内容の充実の支援や教員・保育士等の資質の向上に取り組むとともに、地域の子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

施策の内容

① 遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実のための支援

幼稚園・保育所・認定こども園^(注2)（以下「幼稚園・保育所等」という。）における教育・保育の内容の充実のため、運営への支援及び教育課程・運営管理、小学校との円滑な接続への指導・助言に努めます。

② 教員・保育士等の資質及び専門性の向上

子どもたちの感動体験を広げ、感性を育むため、幼稚園・保育所等の教員・保育士等の資質及び専門性の向上を図る研修の充実に努めます。

③ 地域の子育て家庭への支援体制の充実

幼稚園・保育所等や子育て支援団体などによる子どもの成育過程に対応した講座等の開催を促進することにより、子育て中の保護者に対して家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

(注1) 「就学前教育」：概ね3歳以上の幼児期の教育・保育（家庭教育を含む）。

(注2) 「認定こども園」：幼稚園・保育所等のうち、保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認定した施設。

主な取組

①遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実のための支援

★幼稚園・保育所等の教育課程・運営管理等への指導・助言

- ・就学前教育の質の向上に向け、関係法令及び幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく教育・保育が適切に実施されるよう指導・助言に努めます。
- ・幼稚園・保育所等の保健安全対策に関する取組を促進します。

★幼稚園と保育所等との連携支援、幼稚園・保育所等と小学校との連携支援

- ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るため、合同研修の開催等を通して、幼稚園と保育所等との連携、幼稚園・保育所等と小学校との連携を促進します。

★私立幼稚園・保育所等の運営への支援

- ・私立幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の内容の充実を図るために、運営の支援を行います。

②教員・保育士等の資質及び専門性の向上

★幼稚園・保育所等の教員・保育士等を対象とする研修の実施

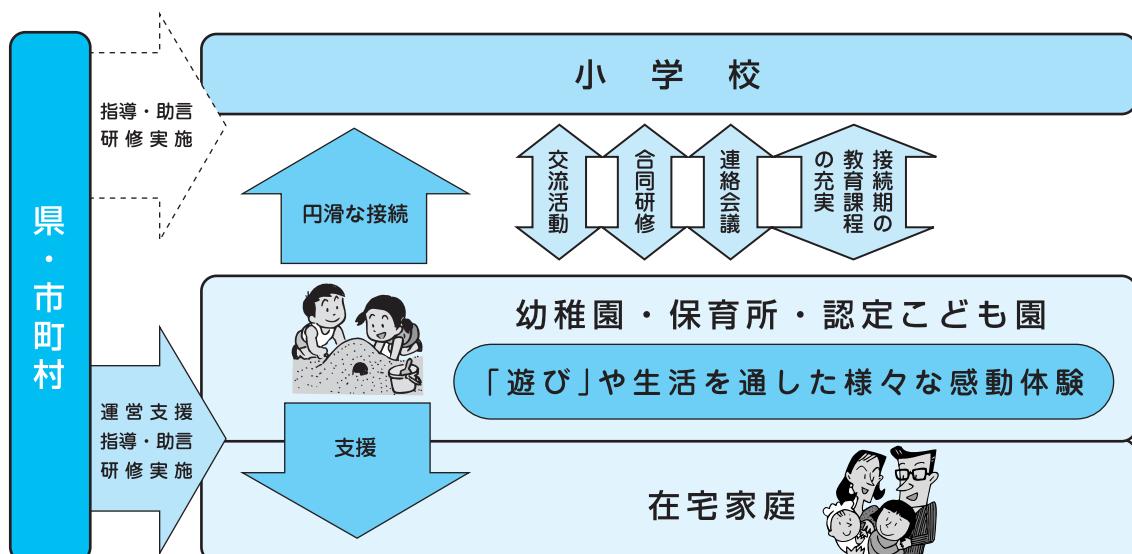
- ・教員・保育士等の資質向上のため、就学前教育・小学校関係者及び保護者等の意見を踏まえ、研修内容や研修体制を充実させるとともに、幼稚園・保育所等の合同研修を推進します。

③地域の子育て家庭への支援体制の充実

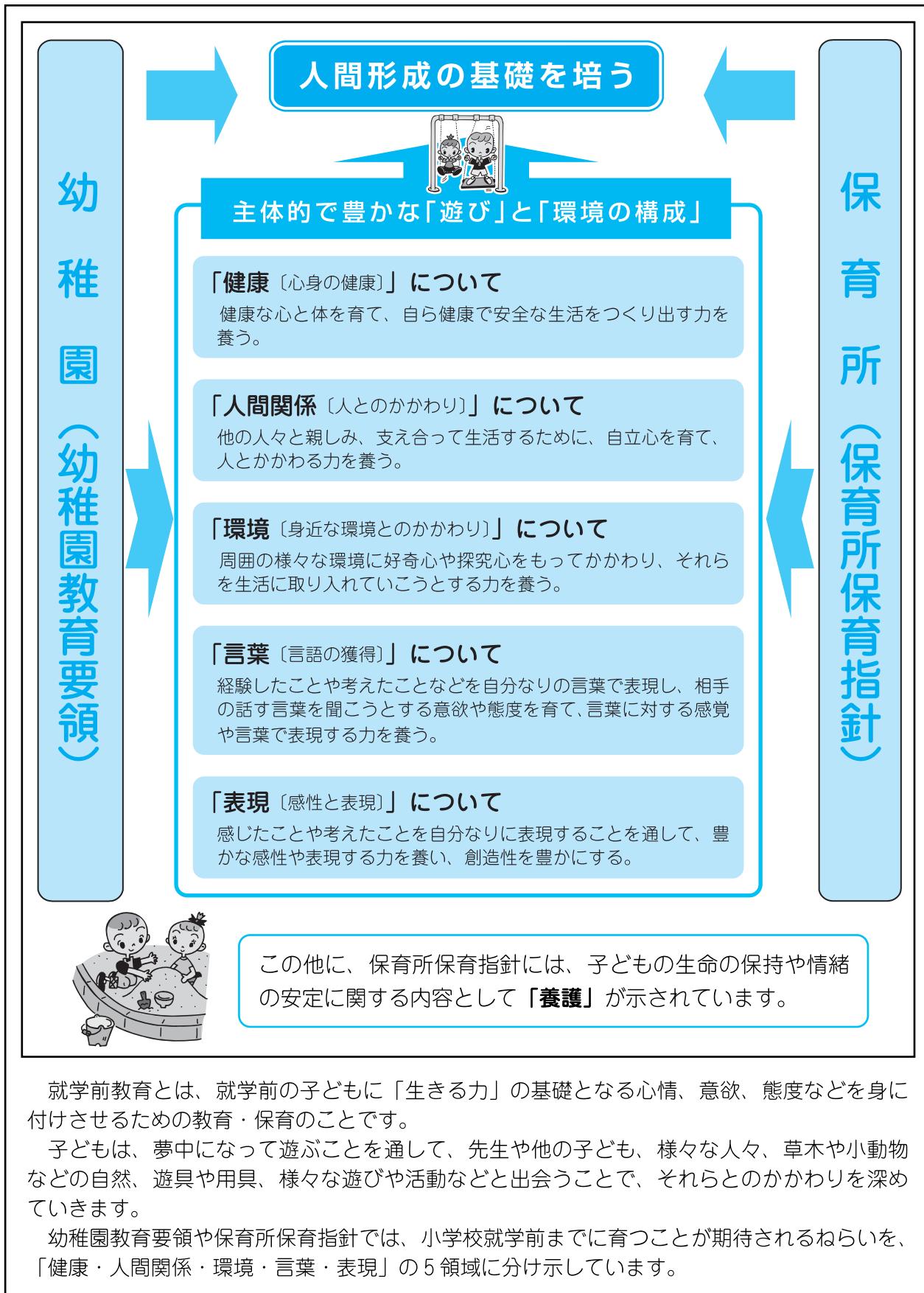
★地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施

- ・幼稚園・保育所等や児童館、地域子育て支援センター等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談、学習機会の提供等の子育ての支援を促進する体制を充実するため、子育ての支援者養成の研修を推進します。

【生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の充実】



【就学前教育で身に付けさせたい力】



施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策2】 確かな学力を育む教育の推進

現状と課題

これからのは「知識基盤社会^(注1)」の時代を児童生徒が主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な知識・技能の習得とともに、これらを活用する力を身に付けることが必要です。

平成22年度の全国学力・学習状況調査^(注2)の結果を見ると、本県の児童生徒の学力はほぼ全国平均程度であるものの、主に活用に関する問題に課題があります。そこで、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲をさらに高めることが必要です。

これらの課題解決を図り、確かな学力を育成するために、実態に応じた指導方法・指導体制及び環境整備等の工夫・改善や、小・中・高等学校等の一貫した取組等を推進するとともに、教員の指導力の向上を図る取組を推進します。

(注1) 「知識基盤社会」：新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

(注2) 「全国学力・学習状況調査」：文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小6、中3を対象に実施している調査。

施策の内容

① 児童生徒の学力の把握

児童生徒の学力の向上に向けて、学力や学習状況を把握するための取組を推進します。

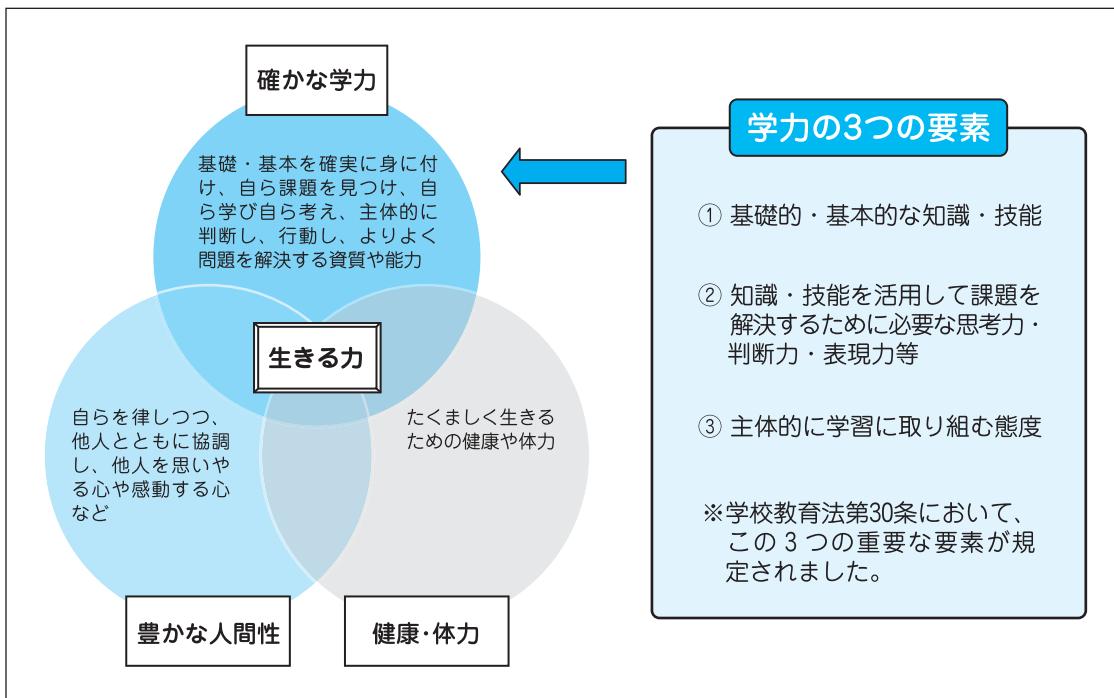
② 児童生徒の学力向上

学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援するとともに、一貫教育の推進や少人数指導の工夫・改善など、実態に応じた学力向上の取組を推進し、自ら進んで学習に取り組む意欲の向上や、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着、さらに、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

③ 教員の指導力向上

指導力の優れた教員を活用した実践的な研究会等の開催や、授業改善を支援する研修会の充実などを通して、教員の指導力向上を図ります。

確かな学力を育む教育の推進



主な取組

① 児童生徒の学力の把握

★学力・意識調査の実施

- ・小・中学生の学力の実態や学習状況を把握・分析し、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進するために、本県独自の学力調査及び意識調査を実施します。

② 児童生徒の学力向上

★学力向上マネジメントサイクル確立の支援

- ・学力に関する実態の把握・分析をもとに改善計画を策定し、授業改善等の実践や取組の評価を行い、更なる改善を進めるために、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

★「Web学習単元評価システム」^(注)の活用推進と拡充

- ・学校における算数・数学科「Web学習単元評価システム」の活用と授業改善を図る実践の定着を推進するとともに、システムの充実を図ります。
- ・システムにおける教科の拡大や、高校生の基礎学力定着のための取組として、中学校段階での内容復習やつなぎ教材のWeb化等について検討します。

(注) 「Web学習単元評価システム」：各学校が、Web上の単元ごとの評価問題を活用して、児童生徒のつまずきや指導状況を明らかにし、学習指導の工夫・改善に生かすシステム。

★学力向上を図る一貫教育の推進

- ・小・中・高等学校等の円滑な連携と接続を図り、系統性・一貫性のある教科指導等による学力の向上を図る一貫教育の取組を推進します。

★少人数指導の工夫・改善

- ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導の工夫・改善を図ります。

★学校図書館を活用した学習活動や読書活動の推進

- ・自ら学ぶ意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等を育むため、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能を生かした学習活動や読書活動を推進します。

★へき地等学校における教科指導の充実のための支援

- ・へき地等学校の特性に応じ、指導体制等の工夫・改善を行い、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を充実し、地域と一体となった教育の推進を支援します。

★合同学習会等による高校生の学力向上の推進

- ・普通科高校の生徒の学力向上を図るために、基礎学力向上を目的とした教員研修や、指導力の優れた教員を講師とした学年毎の講習会・学習会等を実施します。

★高等学校と大学等が連携した学力向上の推進

- ・生徒の学習意欲の向上と進路意識の定着のため、大学等による高校生向け出張講義や公開授業の実施、大学等の講義を受講して単位取得するなどの取組を推進します。

③ 教員の指導力向上

★指導力を高める研修会等の充実

- ・教員の指導力向上を図るために、授業力の優れた教員を講師とした授業研究会等の研修会を実施します。

★「活用する力^(注)」を高める授業改善の推進

- ・児童生徒の「活用する力」を高めるための授業改善に関する講習会や授業研究会等の取組を推進し、教員の授業力向上を図ります。

(注) 「活用する力」：身に付けた知識・技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

★学習指導要領の理解と授業改善の推進

- ・学習指導要領の趣旨や内容の徹底を図るために、すべての学校が地域の特色を生かした教育課程が実施できるようワークショップや研究会を行い、授業改善を支援します。

★校内研修の充実の支援

- ・各学校における授業力向上のための校内研修の取組に対し、訪問指導や情報の提供を行い、研修の充実と教員の指導力向上を支援します。

施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策3】 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

子どもたちが、心豊かに人生を送るには、よりよい人間関係を築くためのあいさつを進んで行うとともに、社会生活を営む上で必要な約束事やきまりを守るなどの規範意識を身に付けていくことを基盤とする心の教育の充実を図ることが重要であり、本県では学校・家庭・地域が連携を深めて取り組んできました。このようなことから、子どもたちは、よくあいさつを交わし、他者に対しても思いやりの心を持って接することができるなどの、豊かな心を育んできたところです。

これからも、この取組を強化していくために、学校では、道徳教育の推進体制や研修体制を充実し、家庭や地域との連携をさらに深めるとともに、自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動などの体験活動の充実や、豊かな情操を育む文化・芸術活動の充実を図ることを通して、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

また、教育相談体制の充実を図り、児童生徒に自分自身の在り方生き方に自信と誇りを持たせることに努めています。

施策の内容

① 道徳教育の充実

各学校の推進体制や研修体制を充実し、家庭や地域との連携を深めるとともに、宮崎ならではの魅力的な教材を開発することで、道徳教育の充実を図ります。

② 体験活動の推進

児童生徒の自然体験や社会体験活動、交流活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。

③ 文化・芸術活動の充実

児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞する機会や文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、芸術に関わる教員の指導力の向上や、高校生の文化部活動への支援を通して、豊かな情操の育成を目指します。

④ 教育相談体制の整備・充実

いじめや不登校、非行等問題行動などの未然防止や早期解決を図るとともに、子どもたちの悩み等に対応するため、専門家や地域人材を活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

豊かな心を育む教育の推進

道徳教育の充実

家庭や地域と連携した道徳教育の充実

体験活動の推進

豊かな人間性、社会性の育成

主な取組

- ★道徳教育推進教師を中心とした推進体制の確立
- ★児童生徒の心に響く魅力的な教材開発
- ★道徳の時間の授業公開の促進
- ★道徳教育に関する研修の充実

主な取組

- ★自然体験や社会体験活動の推進
- ★定時制・通信制課程における交流活動の推進
- ★青少年自然の家の機能充実

豊かな心の育成

主な取組

- ★優れた舞台芸術を鑑賞する機会の充実
- ★芸術に関わる教員の指導力向上のための支援
- ★高校生の文化部活動への支援



第34回全国高等学校総合文化祭より

主な取組

- ★校内相談体制の充実のための支援
- ★専門家を活用した学校支援体制の充実
- ★地域人材を活用した学校支援体制の充実
- ★子どもが抱える問題や悩みに対する電話相談体制の充実
- ★ネット上のいじめに関する学校支援体制の充実

豊かな情操の育成

文化・芸術活動の充実

喫緊の課題や問題行動等への対応

教育相談体制の整備・充実

主な取組

① 道徳教育の充実

★各学校における道徳教育の充実

- ・各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、道徳教育推進教師が中心となった道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が組織体として一体となった道徳教育を進めます。
- ・参観日等を通して、保護者や地域の方々へ積極的に道徳の時間の授業公開を行い、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。
- ・研修講座等の充実により、道徳教育に関する指導力の向上に努め、児童生徒一人一人の心に響く指導の充実を図ります。
- ・郷土の偉人の伝記、地域の自然・伝統・文化や出来事などを題材として、児童生徒が感動を覚えるような教材を開発し、道徳の時間の授業で有効な活用を図ります。

② 体験活動の推進

★自然体験や社会体験活動の推進

- ・児童生徒の発達の段階に即して、自然体験や社会体験活動を計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性、社会性の育成を図ります。

★定時制・通信制課程における交流活動の推進

- ・定時制・通信制課程で学ぶ生徒のための交流活動として、生徒生活体験発表大会及び文化の集い、スポーツ交流などの支援を行うことで、仲間との交流を体験させ、自分自身の在り方生き方に自信と誇りを持たせるよう努めます。

★青少年自然の家の機能充実

- ・青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、青少年に対し自然体験や集団宿泊活動等の多様な活動機会の提供に努めます。

③ 文化・芸術活動の充実

★優れた舞台芸術を鑑賞する機会の充実

- ・小・中・高等学校等の児童生徒を対象に、優れた音楽、演劇及び古典芸能を鑑賞したり触れたりする機会を提供し、文化・芸術に対する関心を高めることにより、豊かな感性の育成を図ります。

★芸術に関する教員の指導力向上のための支援

- ・県内の芸術に関する教員に対して、講師を招いた実技講習会や研修会を実施するなどにより、教員の指導力を高め、学校における文化・芸術活動の質の向上を図ります。

★高校生の文化部活動への支援

- ・県内の高校生に、文化・芸術活動の成果を総合的に発表する機会を提供することにより、参加生徒・学校間の交流を深め、文化・芸術活動の推奨と普及、振興を図ります。

④ 教育相談体制の整備・充実

★校内相談体制の充実のための支援

- ・学校や子どもが抱える様々な問題の解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家及びスクールアシスタント等の地域人材の力を活用して、各学校における相談体制の充実を図ります。

★子どもが抱える問題や悩みに対する電話相談体制の充実

- ・子どもが抱える問題や悩みに対応するため、宮崎県教育研修センターの「ふれあいコール」やNPO法人を活用した「こども専用電話」による電話相談体制の充実を図ります。

★ネット上のいじめを防止するための取組の推進

- ・コンピュータや携帯電話によるネット上のいじめなどの問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応のための対策を講じ、問題解決と情報モラルの向上を図ります。

施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策4】 健やかな体を育む教育の推進

現状と課題

本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、昭和60年頃をピークに低下傾向が見られました。そこで、平成16年度から県内すべての公立小・中・高等学校等で全児童生徒を対象に体力・運動能力調査を実施し、その結果をもとに各学校で独自の「体力向上プラン」を作成・実践するなど、体力向上への取組を進めた結果、徐々にその成果が表れてきています。全国との比較においては、平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査^(注)で、全実技調査項目の8割以上が全国平均を上回っている状況にあります。しかし、全体的に男子に比べて女子の体力・運動能力が低いことや積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が見られること等の課題もみられます。そのため、各学校における「体力向上プラン」の改善・充実を図るとともに、幼児期からの継続した体力つくりを推進します。

食と健康については、偏った栄養摂取による肥満・痩身、朝食等の欠食など、児童生徒を取り巻く食に起因する健康課題も少なくない状況にあり、それらに適切に対応していく必要があります。そのため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育んでいくための基礎が培われるよう、食に関する指導の推進、充実を図ります。

健康・安全に関しては、生活環境の急激な変化等を背景として、ストレスによる心身の問題や、アレルギー疾患への対応、さらには、薬物乱用、感染症の問題など、疾病の予防や新たな健康課題への適切な対応を求められる現状にあります。また、学校内外における事故や声かけ事案等についても依然として発生しています。そこで、児童生徒が身近な生活における健康・安全に関する知識を身に付けることや主体的に健康で安全な生活を実践することのできる資質や能力を育成します。

(注) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」：文部科学省が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、平成20年度から小1、中2を対象に実施している調査である。その中で、実技調査項目として、「握力」、「上体起こし」等新体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）が実施されており、男女の総項目数は34項目となる。

施策の内容

① 体力向上の推進

各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践を進めるとともに、「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施するなど、幼児期からの体力つくりを推進します。

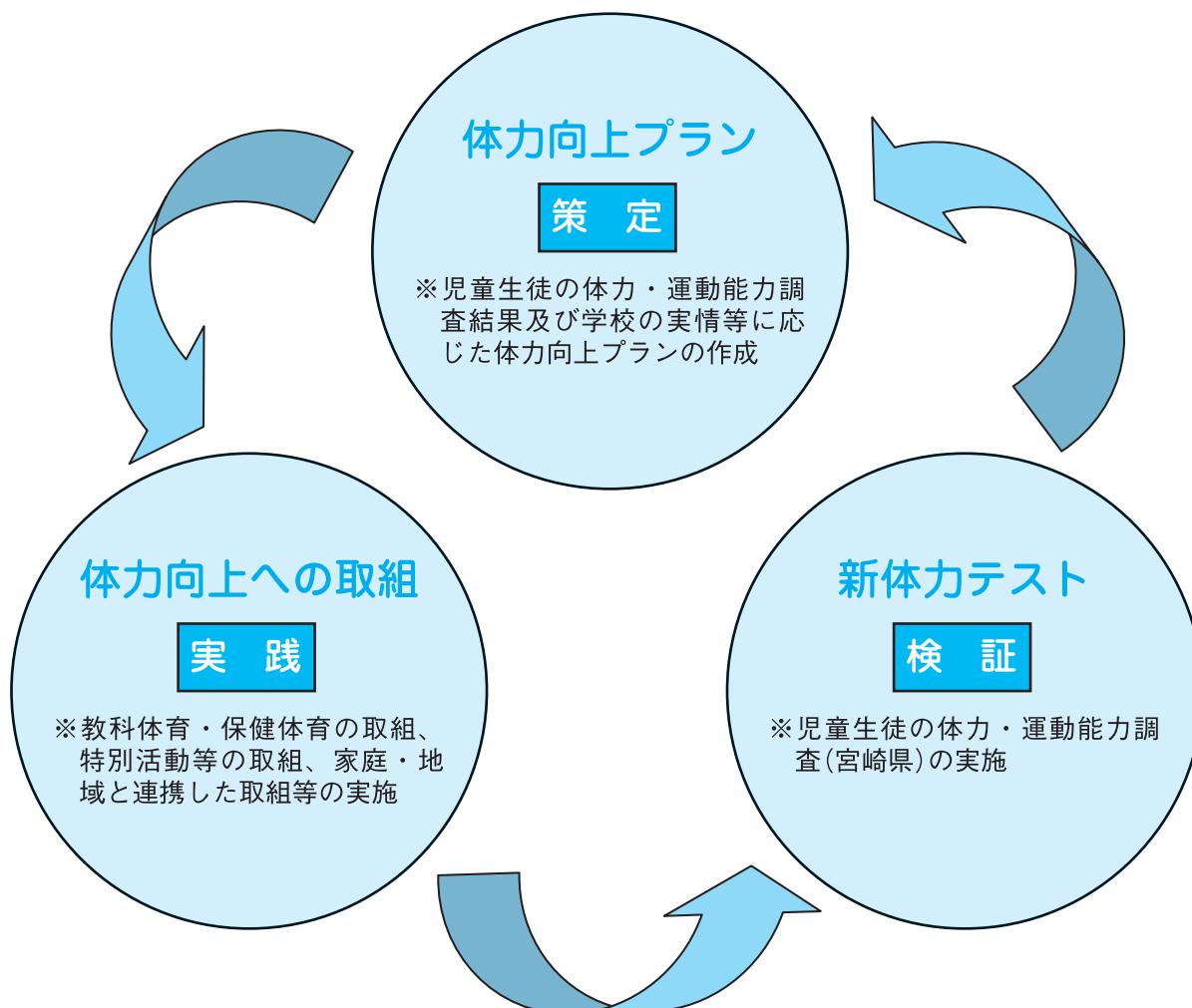
② 食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むための基礎を培うため、家庭や地域などと連携しながら、学校における食に関する指導の充実や「みやざき弁当の日」の推進に取り組みます。

③ 健康・安全教育の推進

身近な生活における健康・安全に関する知識を身に付け、生涯にわたって、主体的に健康で安全な生活を実践することのできる資質や能力を育成するため、家庭や地域、医療機関などと連携しながら、学校における健康・安全教育の充実を図ります。

学校における「体力向上プラン」サイクル



主な取組

① 体力向上の推進

★児童生徒の体力向上

- ・各学校における体力・運動能力調査結果を踏まえ、「立腰指導」^(注)、「一校一運動」などを含める体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力つくり優良校の取組の紹介と表彰、体力向上研究推進モデル校の指定などを行います。
- ・小学校体育授業への専門的な指導者の派遣を行うとともに、武道指導者講習会や運動部活動指導者研修会等を実施し、体育・保健体育の授業や運動部活動など、学校教育活動全体を通じた対策の充実を図ります。

(注) 「立腰指導」：腰骨を立てた正しい姿勢を身に付けさせる指導。体力向上や学習に対する集中力、意欲等を高めることをねらいとしている。

★幼児等に対する体力つくり支援

- ・幼稚園・保育所等の指導者を対象とした「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施します。

② 食育の推進

★食に関する指導の充実

- ・栄養教諭等を中心とした学校における食に関する指導の推進体制の整備に努めるとともに、食育に関するモデル地域を指定し、実践研究に努めます。

★「みやざき弁当の日」の推進

- ・食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、家庭・地域等との連携を図った、児童生徒自らがつくった弁当を持参する「みやざき弁当の日」の実践を推進します。

③ 健康・安全教育の推進

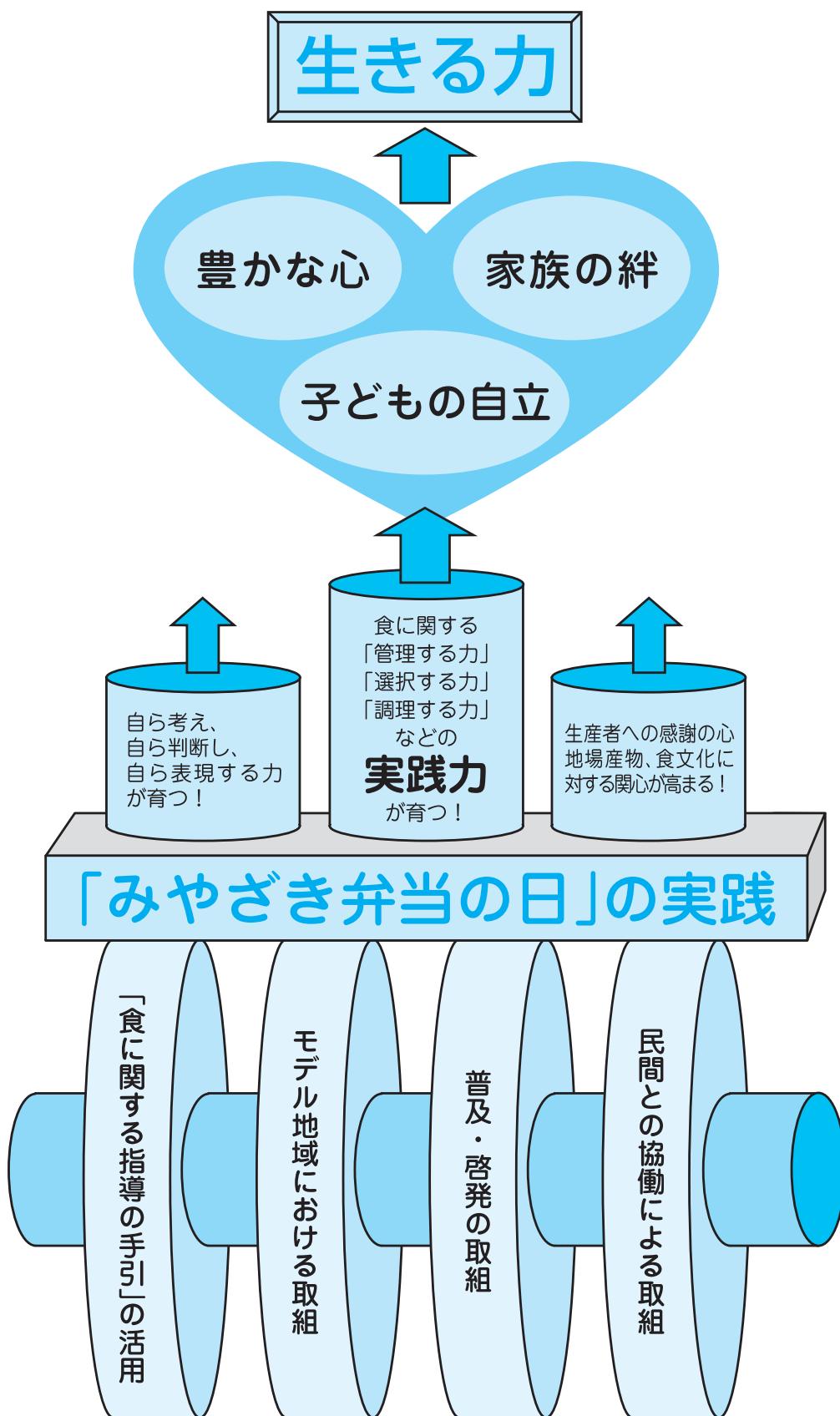
★児童生徒の健康教育の推進

- ・児童生徒の心身の健康課題に適切に対応するために、教職員の役割を明確にしながら、学校全体の健康教育推進体制を整備するとともに、健康教育に関するモデル地域を指定し、地域の専門家と連携した実践研究に努めます。
- ・各学校に医師等の専門家を派遣したり、健康教育に関する相談窓口を設置したりするなど、児童生徒が抱える健康課題に個別に対応できる体制づくりに努めます。

★児童生徒の安全教育の推進

- ・安全に関して適切に判断する力や実践的な態度を育成するために、地域安全マップづくりや警察等の専門家を活用した防犯教室等の実施など、効果的な取組についての研修会を開催し、生命尊重を基盤とした意図的・計画的な安全教育の推進に努めます。

学校における「みやざき弁当の日」の取組の構想



施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策5】 共生社会を目指す特別支援教育の推進

現状と課題

特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒の教育については、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍している幼児児童生徒のほかに、平成19年の学校教育法の一部改正により、小・中学校の通常の学級、高等学校、中等教育学校及び幼稚園に在籍している学習上又は生活上の困難を抱える幼児児童生徒も含め、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が行われています。

近年、特に小・中学校の通常の学級や高等学校において、発達障がい等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応の難しさが課題となっており、その割合は、小・中学校の通常の学級では6.3%^(注1)、高等学校においては2.2%^(注2)と推定されています。小・中学校の特別支援学級においては、在籍する児童生徒が増加傾向にあり、特別支援学校においても、在籍する幼児児童生徒が増加していると同時に、障がいの重度・重複化、多様化が進んでおり、複雑化する一人一人の教育的ニーズに対応し、適切な支援を行うことが求められています。

これらの課題を解決するため、一人一人の障がいの状況や特性に応じた個別の教育支援計画^(注3)の活用や一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいに適切に対応できる専門的な指導力の向上を目指します。

また、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がいのあるなしにかかわらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、思いやりを大切にし、地域に愛着を持って、支えあって生きていくという共生社会を目指す特別支援教育を推進します。

(注1) 「6.3%」：国の全国調査（平成14年度）において、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難があるとされた児童生徒の割合。

(注2) 「2.2%」：国の調査研究協力者会議（平成21年8月27日報告）において、高等学校に進学する発達障がい等の困難があるとされた中学校の生徒の高等学校進学者全体に対する割合。

(注3) 「個別の教育支援計画」：医療・保健・福祉・労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための教育計画。

施策の内容

① 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の確立
早期教育相談の充実、個別の教育支援計画等による支援の充実及びキャリア教育の推進など、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を図ります。

② 地域における教育・支援システムの充実と教員の指導力の向上
地域の特別支援教育の核となる特別支援学校のセンター的機能の充実、特別支援学級及び通級指導教室の弾力的な運用による通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援など、地域の実情に応じた支援体制の充実を推進するとともに、障がいの重度・重複化や発達障がいを含む多様な障がいに対応できるよう教員の指導力の向上に努めます。

③ 共生社会の実現に向けた取組
交流及び共同学習の充実や教育関係者、保護者及び一般県民に対する理解啓発の促進により、共生社会の担い手となる人材を育成する取組を推進します。

主な取組

① 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の確立

★乳幼児期からの相談・支援体制の充実

- 幼稚園・保育所等を対象とした理解啓発活動の推進により、乳幼児期からの適切な支援や早期教育相談の充実を図り、就学移行期における適切な就学相談体制の確立に取り組むとともに、小・中・高等学校等における個別の教育支援計画等の活用を図り、関係機関と連携した支援体制の整備や支援の充実に努めます。

★就労及び自立支援の充実

- 特別支援学校小・中・高等部の一貫したキャリア教育の推進を図るとともに、企業や労働関係機関と連携した教育内容の改善や相談員による卒業後の継続支援など、就労及び自立支援の充実を図ります。

② 地域における教育・支援システムの充実と教員の指導力の向上

★多様な教育的ニーズに対応した教育・支援システムの充実

- 特別支援学校のセンター的機能の充実や特別支援学級及び通級指導教室の弾力的な運用、ボランティアや専門家等の活用により、それぞれの地域において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対応した教育・支援の充実に努めるとともに、国の施策の動向を踏まえながら、インクルーシブな教育^(注) の在り方について研究します。

(注) 「インクルーシブな教育」：個々の子どもの障がいの状態、教育的ニーズ、学校・地域の実情等を十分に考慮した上で、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指した教育。

★教員の実践的指導力の向上

- 多様な教育的ニーズに対応した専門研修プログラムの開発により、障がいの重度・重複化、多様化に対応できる特別支援教育担当教員の指導力の向上や、発達障がいに対応できる小・中・高等学校の教員の養成に努めるとともに、特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの専門性及び資質の向上を図ります。

③ 共生社会の実現に向けた取組

★共に育つ人づくりの推進

- 幼稚園・保育所、小・中・高等学校等と特別支援学校間の交流及び共同学習や特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流の充実、特別支援教育フォーラムなどの開催による教育関係者、保護者、地域住民に対する理解啓発の促進により、共生社会の担い手となる人材を育成する取組を推進します。

施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策6】 人権が尊重される社会を目指す教育の推進

現状と課題

これまで学校や家庭、地域社会のあらゆる場において、人権^(注1)に関する施策や教育が推進され、人権が尊重される社会を実現する上で一定の成果を上げることができました。しかしながら、私たちの身の回りには今なお、同和問題^(注2)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。今後、少子高齢化や国際化、情報化などの社会の変化が一層急激に進むことが予想されることから、新たな人権問題の発生も懸念されます。

このため、県民一人一人が人権尊重に関する正しい知識を学び、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指して努力することが大切になります。

今後は、子どもたちが自己理解を深めて自尊感情を高め、他者理解を深めて違いを個性として認める気持ちが持てるよう人権感覚^(注3)を育成するとともに、教職員の人権感覚を高めるための取組を推進します。また、地域の大人の人権感覚を育成するため、行政機関や関係団体における指導者の養成に取り組みます。さらに、学校と家庭、地域が連携した人権教育を一層推進します。

(注1) 「人権」：人間が人間らしく生きる、つまり、私たちが幸せに生きるためにの権利。

※宮崎県人権同和対策課作成（H22年3月）「人権・同和問題の正しい理解のために」より

(注2) 「同和問題」：被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

※宮崎県人権同和対策課作成（H22年3月）「人権・同和問題の正しい理解のために」より

(注3) 「人権感覚」：人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚。

※人権擁護推進審議会答申（H11年7月）より

施策の内容

① 幼児児童生徒の人権感覚の育成

全教育活動を通して自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるなどの人権感覚を育成するために、幼児児童生徒の発達の段階や学校・地域等の実態を踏まえた学校としての人権教育の目標の設定や全体計画等の策定を行い、学校間の連携を図りながら校内推進体制の確立と充実に努めるとともに、取組の点検・評価を行います。

② 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

教職員自らの人権感覚の高揚と教職員の人権教育に関する専門的指導力の向上を図るために、参加体験型学習（ワークショップ）^(注4)等の校内外研修に積極的に取り組み、人権尊重の精神が学校・学級全体にみなぎる教育基盤の整備に努めます。

③ 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

学校と家庭、地域の連携及び学校と関係機関・関係団体等の協働を通して、大人も子どもも人権感覚を身に付けた、人権が尊重される社会の実現に努めます。

(注4) 「参加体験型学習（ワークショップ）」：学習者が自らの知識や体験をもって、主体的にグループでの話し合いや体を動かして学習する活動。

※宮崎県教育委員会編（H20年3月）「人権教育ハンドブック」より

主な取組

① 幼児児童生徒の人権感覚の育成

- ★人権感覚を育む資質や能力（人権尊重に関する正しい知識、人権尊重に関する望ましい価値観、よりよい人間関係を育てるための技能）の育成
- ・学校における人権教育の目標・目指す児童生徒像等の設定、全体構想・年間指導計画等の整備を図ります。
 - ・学校における人権教育推進のための校内推進委員会の設置及び組織の活性化等に取り組みます。
 - ・学校の全教育活動における人権教育の取組について、点検・評価を行います。
 - ・子どもたち同士がお互いの人権を理解し尊重し合い、支え合う人間関係を構築するピア・サポート活動^(注1)に段階的に取り組みます。

(注1) 「ピア・サポート活動」：ピア（仲間）同士による相談等の支援活動。

② 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- ★人権尊重の精神にあふれる、高い専門性を持った教職員の養成
- ・学校における年間教職員研修プログラム^(注2)の整備を図ります。
 - ・教職員の人権感覚を高め、様々な人権問題の理解を深めるとともに、指導内容・方法等の工夫・改善を図るなど校内研修の充実に努めます。
 - ・参加体験型学習（ワークショップ）等の専門的指導ができる人権教育指導者を養成するために、校外研修の充実を図ります。
 - ・参加体験型学習（ワークショップ）等に関する指導資料等を作成し、積極的な活用を図ります。

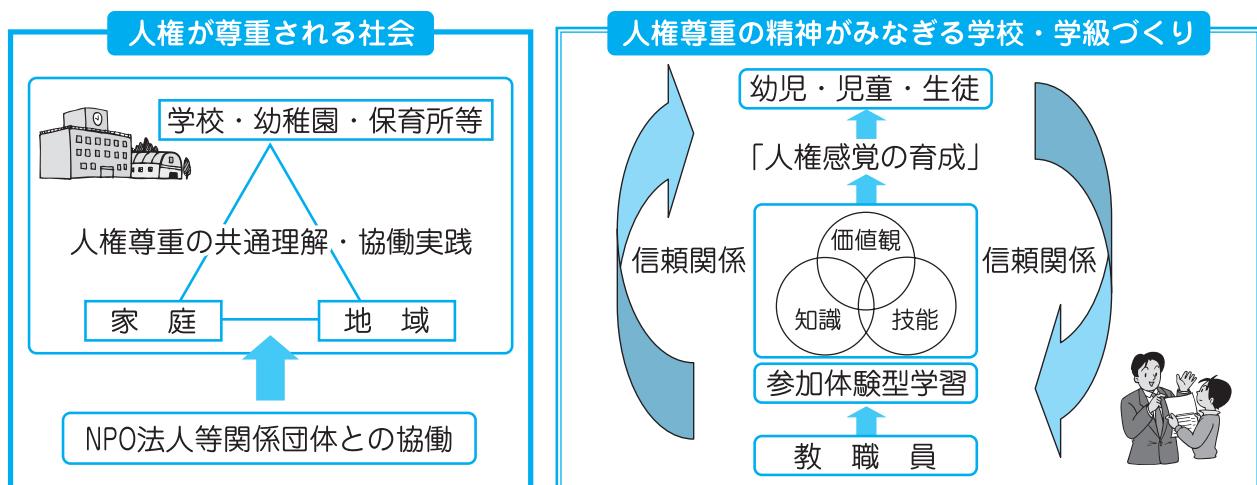
(注2) 「年間教職員研修プログラム」：人権教育の年間指導計画に基づく当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等についての教職員研修の計画。

※人権教育の指導方法等に関する調査研究会議作成（H20年3月）「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ] より

③ 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- ★学校・家庭・地域やNPO法人等の協働による人権尊重の啓発
- ・NPO法人等関係団体との協働を図りながら、学校・家庭・地域が連携し、人権尊重の啓発に関する共通理解・協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

【人権が尊重される社会を目指す教育】



施策の目標Ⅱ 生きる基盤を育む教育の推進

【施策7】 技術革新や国際化の進展に対応する教育の推進

現状と課題

我が国の社会は、情報化、国際化、科学技術の進展、環境問題への関心の高まりや、少子高齢化などにより大きく変化しており、子どもたちにはこれから変化の激しい社会を生き抜く力を育むことが求められています。

このため学校では、インターネット等の情報通信技術を適切に活用する能力の育成や、異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度の育成など、国際化・グローバル化に柔軟に対応できる児童生徒の育成が必要となります。

また、科学技術の進展に対応するとともに、新しい技術を創造しようとする態度の育成や、自然環境の保全に配慮しながらともに生きていこうとする態度の育成など、未来社会のよりよい発展に寄与する児童生徒の育成が必要となります。

このような社会の進展に対応するため、学校における教育の情報化や国際化に対応した教育、科学技術教育や環境教育の推進・充実に努めます。

施策の内容

① 学校における教育の情報化の推進

情報通信技術（ICT）の活用や情報モラルに関する教育等を通して、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教員のICT活用指導力の向上や校務の情報化を図るなど、学校における教育の情報化を推進します。

また、学校における教育の情報化を推進するために、教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の基盤整備に努めます。

② 国際化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の向上など、国際化に対応した教育を推進します。

③ 科学技術教育の充実

科学技術の進展に対応するとともに、新しい科学技術を創造しようとする態度の育成を図るなど、科学技術教育の充実に努めます。

④ 環境教育の充実

社会と自然環境との共生を目指し、自然環境の保全に寄与しようとする態度の育成を図るなど、環境教育の充実に努めます。

主な取組

① 学校における教育の情報化の推進

★情報教育の充実

- ・児童生徒の学習場面におけるICTの活用や各教科等における指導のポイント等をまとめた活用事例集を作成し、情報教育の充実を図ります。
- ・小・中・高校生それぞれの段階に応じた情報教育の指導計画を策定し、学校における情報教育を体系的に推進します。

★教員のICT活用指導力の向上

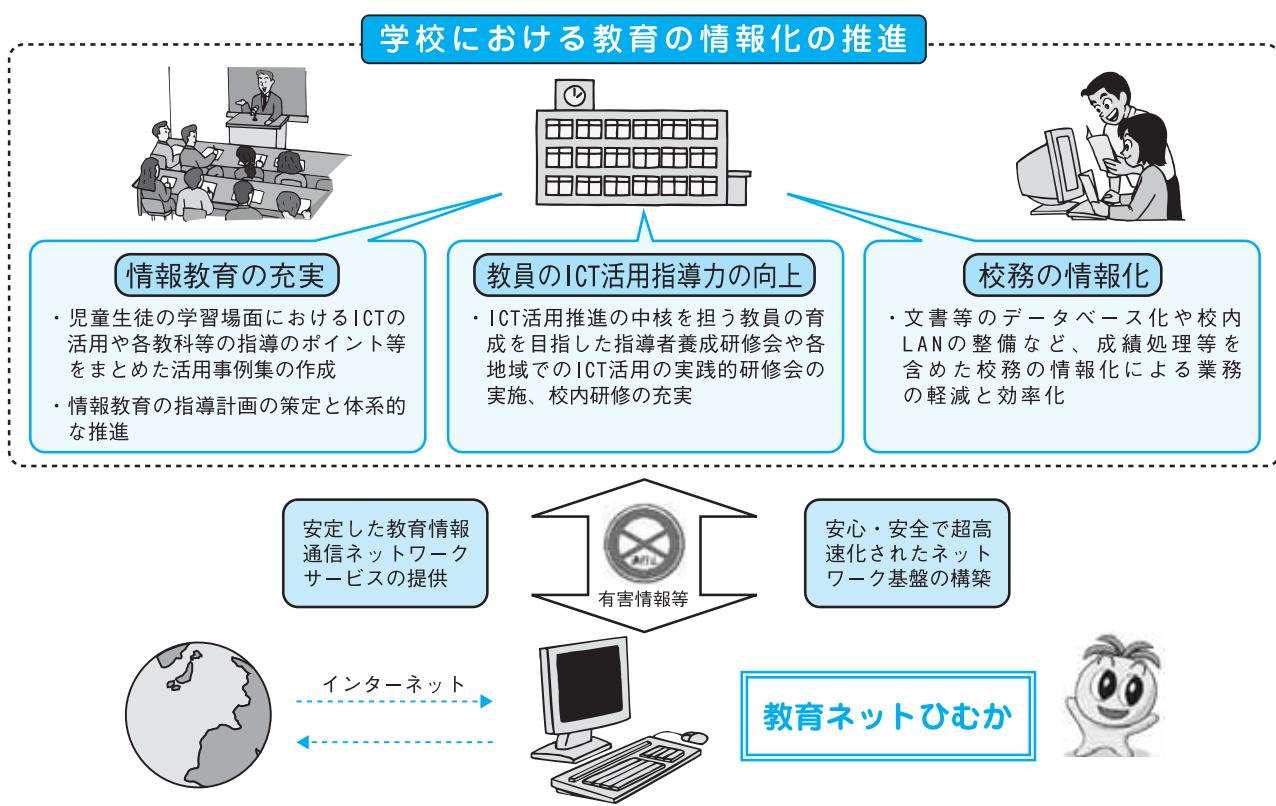
- ・ICT活用推進の中核を担う教員の育成を目指した指導者養成研修会や、県内各地域でのICT活用の実践的研修会の開催及び校内研修の充実などを通して、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

★校務の情報化による教職員の業務の軽減と教育活動の質の改善

- ・文書等のデータベース化や校内LANの整備など、成績処理等を含めた校務の情報化による業務の軽減と効率化を実現することで、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するなど、教育活動の質の改善を図ります。

★教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の基盤整備

- ・情報教育の充実や教員のICT活用指導力の向上を図るため、安定した教育情報通信ネットワークサービスの提供に努めます。
- ・児童生徒を有害情報から守るためにフィルタリング機能や情報セキュリティ対策の強化を図るために、次世代に対応した安心・安全で超高速化されたネットワーク基盤を構築します。



② 國際化に対応した教育の推進

★国際理解教育の推進

- ・国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域の人材を活用しながら、児童生徒が、郷土の伝統・文化を大切にする教育を推進します。
- ・国際交流員、外国語指導助手（ALT）や地域の在住外国人を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

★外国語教育の充実

- ・外国語指導助手（ALT）や地域人材を活用し、小学校における外国語活動と、中・高等学校等における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。

★ホームステイ等の支援

- ・児童生徒のホームステイ等の支援のため、情報の収集・提供などに取り組みます。

★教員の国際化への対応

- ・国際理解教育や外国語活動の指導にあたる教員の研修を推進します。

③ 科学技術教育の充実

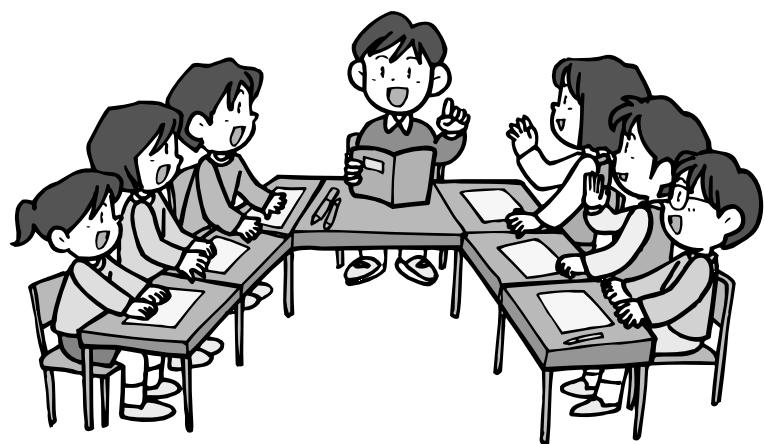
★科学技術教育の推進

- ・地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端科学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成に努めます。

④ 環境教育の充実

★環境教育の推進

- ・持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域社会と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題解決のための能力の育成を図る教育を推進します。
- ・小・中・高校生それぞれの段階に応じた環境教育の指導計画を策定し、学校における環境教育を体系的に推進します。



施策の目標Ⅲ **自立した社会人・職業人を育む教育の推進**

【施策 1】 ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の推進

現状と課題

地域には、「人・もの・こと」の教育資源が豊富に存在し、それらを「みて・ふれて・感じる」ことができます。実感と感動をもって学習を進めることは、生活経験の少ない児童生徒にとって、ますます必要となります。

また、長い歴史と豊かな風土に培われ、地域の人々により守り伝えられた文化財等の貴重な教育資源について、より深く学習することで、ふるさとに対する誇りや愛着を育むことも必要です。

そこで、学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととのかかわりを深める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育を推進します。

施策の内容

① 学校における「ふるさと学習」の推進・充実

郷土に対する誇りや愛着を育むために、地域のよさや課題についての理解を深める「ふるさと学習」や、地域や学校の特色に応じた豊かな体験活動を推進します。

② 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実

子ども会をはじめとする社会教育関係団体や企業等との連携を図り、宿泊体験や社会奉仕活動などの豊かな体験活動をより一層推進します。

また、児童生徒がふるさとを学ぶために、文化財を積極的に活用する環境づくりを推進します。

主な取組

① 学校における「ふるさと学習」の推進・充実

★一貫教育等による地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- ・地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育みます。

★豊かな体験活動の充実

- ・自己の将来にかかる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化・芸術にかかる体験活動を通して、ものの見方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育成します。

★小学校社会科副読本の内容の充実・活用

- ・様々な資料とともに、児童が問題意識を持ちながら、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し活用します。

② 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の充実

★地域における体験活動の推進

- ・子どもたちに多様な体験の機会を提供する社会教育関係団体や企業等の情報及び市町村が行う体験活動の情報を、県民が利用しやすいようにホームページ「みやざき学び応援ネット」に掲載することにより、地域における豊かな体験活動を推進します。また、体験活動に係る指導者研修の充実を図ります。

★各種青少年育成団体等との連携強化

- ・地域全体として児童生徒の体験活動の推進を検討する協議会を設けるなど、各種青少年育成団体や企業等との連携強化を図り、様々な場での豊かな体験活動を推進します。
- ・地域の民俗芸能保存団体との連携や文化財愛護少年団の活動を通して、青少年が地域の文化財に対する理解を深め、関心を高めるための活動を推進します。

★社会教育関係施設等における学ぶ機会の充実

- ・青少年自然の家や博物館・図書館・美術館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するなど、子どもたちが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を図ります。

★文化財の活用

- ・みやざきデジタルミュージアム^(注)や文化財マップのweb公開、博物館等教育機関のホームページ等により、本県の歴史や文化財に関する情報の発信に努め、学校や地域において積極的に活用できるようにします。

(注) 「みやざきデジタルミュージアム」：博物館・美術館・埋蔵文化財センター等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材を、デジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

施策の目標Ⅲ 自立した社会人・職業人を育む教育の推進

【施策2】 地域課題解決に参画^(注)する意識や態度を育む教育の推進

現状と課題

地域が活力を維持し、さらに発展していくためには、住民が地域社会の一員であることを自覚し、住民一人一人が自ら地域や社会をよりよくしていこうとする意識を持ち、地域の課題解決のための活動に積極的に取り組むことが求められています。

これまで、子どもたちは、子ども会活動や公民館活動などを通して、地域とのかかわりを深めたり、また学校においては「総合的な学習の時間」等において、地域住民の協力を得ながら、地域を知り地域に学ぶ学習等を進めたりしてきました。しかし、活動そのものが目的となり、地域の課題解決に参画する意識や態度を育てるまでには至っていない面もありました。

そこで、地域や学校では、子どもたちを地域課題解決に参画させるという認識に立ち、様々な活動等を通して、集団や地域の一員としての自覚を高めるとともに、積極的・主体的に集団づくりや地域活動に取り組む意識や態度を醸成します。

施策の内容

① 地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進

子どもたちが、子ども会や公民館活動に積極的に参画し、活動を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題を地域で解決する意識を高めます。また、企業・NPO法人・市民団体等の多様な主体を含めた関係団体が連携し、子どもたちが地域活動に取り組める環境をつくるとともに、指導者間の連携を深め、指導者としての資質の向上を図ります。

② 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実

学校における様々な教育活動を通して、子どもたちに、集団の一員としての自覚を高めたり、よりよい集団づくりに向けて主体的に企画・運営に取り組んだりする意欲や態度を育て、社会の一員として必要な資質を高めます。

(注) 「参画」：様々な活動等に参加することにとどまらず、活動等の企画から運営・実施などに関わること。

主な取組

① 地域活動等への子どもたちの積極的参画の推進

★子ども会や公民館活動・ボランティア活動等への参画の推進

- ・子ども会や公民館等の社会教育関係団体が主催するボランティア活動や世代を超えた交流活動などの情報提供を行い、地域活動への子どもたちの積極的な参画を図り、地域のよさや課題にふれ、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高めます。

★多様な主体との連携による協力体制の整備

- ・社会教育関係団体や青少年育成関係団体、企業・NPO法人・市民団体等の多様な主体によるネットワークの構築によって、子どもたちが地域の課題解決に取り組むことができる環境づくりを推進します。

★各団体指導者の資質の向上

- ・地域の課題解決のための望ましい活動の在り方や活動のプログラム作成などについての指導者研修を充実し、指導者の資質向上を図ります。

② 集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度を育てる教育活動の充実

★特別活動における取組の充実

- ・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等において、地域（集団）の一員としての自覚や積極的な参画意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。

★総合的な学習の時間における横断的・探究的な取組の充実

- ・地域の人々の暮らしや伝統文化など、地域や学校の特色に応じた課題などに対して、各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等を活用し、探究することにより、地域が抱える課題をよりよく解決しようとする資質や能力を育成します。

施策の目標Ⅲ **自立した社会人・職業人を育む教育の推進**

【施策3】 キャリア教育^(注1)・職業教育^(注2)の推進

現状と課題

近年の産業・経済の構造的变化や、雇用形態の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず児童生徒の進路を取り巻く環境は大きく变化しています。さらに、児童生徒の勤労観・職業観の希薄化や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題、高い早期離職率、フリーター・ニートと呼ばれる若者の存在等が社会問題となっています。

本県においても、コミュニケーション能力などの社会人としての基本的な資質や職業人としての基本的な能力の育成などについて、小・中・高等学校等の一貫した指導が十分に行われていないなどの課題や、地域医療に携わろうとする医師の不足や県内就職希望者に対する厳しい雇用環境などの課題もあります。

このため、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」を積極的に推進し、小・中・高等学校等の一貫した取組や地域産業界等と連携した取組を推進するとともに、「職業教育」の充実にも努め、地域社会や地域産業を担う人材の育成を推進します。

(注1) 「キャリア教育」：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

(注2) 「職業教育」：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。

施策の内容

① 小中高一貫したキャリア教育の推進

子どもたちが、将来、社会的にも職業的にも自立するために必要な「人間関係形成・社会形成能力^(注)」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力の育成を目指し、小中高一貫したキャリア教育の推進に取り組みます。

② 地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進

地域産業界との連携を推進し、実践的・体験的なキャリア教育の充実に取り組みます。また、社会教育関係団体や企業・NPO法人・市民団体等の教育活動への参画を促すとともに、団体相互のネットワークの構築を図り、「子どもの夢や希望を育む」環境づくりを推進します。

③ 明日の産業を担う人材の育成

本県の産業を発展させ、元気な宮崎を実現するために、基幹産業である農林水産業やものづくり産業を担う人材の育成を目指し、専門教育の充実や指導者の資質の向上に取り組みます。

④ 地域医療を担う人材の育成

地域における医師確保が課題となっている本県において、将来地域医療を担っていこうという意欲を持った子どもたちを育成するために、教育と医療分野の連携、医療に関するキャリア教育の推進に取り組みます。

⑤ 高校生の就職支援対策の推進

景気低迷や産業構造の変化、雇用形態の多様化・流動化等、厳しい就職環境下においても、本県の高校生が夢と希望を持って、社会人としてスタートできるよう就職支援対策の推進に取り組みます。

(注) 「人間関係形成・社会形成能力」：多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聞いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力（例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど）。

主な取組

① 小中高一貫したキャリア教育の推進

★各学校段階における一貫したキャリア教育の推進

- ・小・中・高等学校及び特別支援学校において、発達の段階に応じた一貫したキャリア教育の推進に取り組みます。各学校で取り組むキャリア教育では、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力である基礎的・汎用的能力、すなわち「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力の育成に取り組みます。

★小・中学校におけるキャリア教育推進のための指導者育成

- ・各学校においてキャリア教育を推進できる指導者を育成し、県内小・中学校でのキャリア教育の推進・普及及び充実に取り組みます。

② 地域産業界等との連携によるキャリア教育の推進

★地域人材や産業界等と連携・協働したキャリア教育の推進

- ・地域や産業界と連携、協働して、地域や企業・NPO法人・市民団体等の持つ教育力を有効に活用して、より実践的で体験的なキャリア教育の推進に取り組みます。

★勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な学習や体験の推進

- ・身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校で地域で働く人々による授業や、職場見学や職場体験などの体験的な活動を実施します。
- ・実社会での様々な学習や体験を通して、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子どもを育成するために、すべての県立高校で地域の職業人による授業や、インターンシップ等を実施します。

③ 明日の産業を担う人材の育成

★基幹産業である農林水産業の担い手やものづくり産業の人材育成等の推進

- ・地域農業界や関係行政機関等と連携・協働し、農林水産業の担い手の育成に取り組むとともに、地域産業界と連携してネットワークを構築し、ものづくり産業の発展に貢献できる人材の育成等に取り組みます。

★時代や社会の変化に対応できる質の高い専門教育の充実・推進

- ・社会の情報化、経済のグローバル化、科学技術の高度化の進展等に伴う、産業社会の変化やニーズに柔軟に対応した専門教育の実施に向けて、その質の向上や充実に取り組みます。

★教員の専門力向上対策の充実

- ・産業界や企業等の先端的な取組や高度な技術力を指導者の専門力向上に活用するなど、専門教育の指導者の専門力向上に取り組みます。

④ 地域医療を担う人材の育成

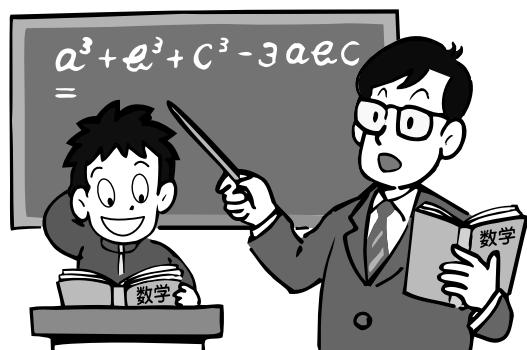
★地域医療を担う人材を育成するためのキャリア教育・学力向上対策の推進

- ・医療機関や大学との連携を図り、将来、本県の地域医療に貢献しようという意識を育成するための講座やインターンシップを実施します。
- ・医学部進学を目指す高校生を対象とした学習会等の機会を設け、早期からの意識付けや学力向上に取り組みます。

⑤ 高校生の就職支援対策の推進

★高校生の就職支援対策の充実

- ・厳しい雇用環境の中でも、高校生が夢と希望を持って、社会人としてスタートできるよう進路指導体制の充実を図ります。また、産業界や関係機関等との連携を一層密にした雇用の確保・拡大に取り組みます。



施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

【施策1】 教職員の資質向上

現状と課題

これからの学校には、子どもたちに生きる力を育成するとともに、いじめや不登校など学校教育をめぐる様々な課題に適切に対応しながら、保護者や地域の信頼を高めていくことが求められています。

そのためには、優れた資質を備えた魅力ある教職員を確保していくとともに、子どもたちの教育に直接携わる教職員の資質向上を図ることや、その基盤となる学校の組織力を高めていくことが必要です。

教職員に求められる資質としては、「子どもに対する愛情と教育に対する情熱」、「分かりやすい授業を行い、子どもたちに確かな学力を育成するための授業力などの高い専門性」、「社会人としての幅広い教養や良識・倫理観などの幅広い社会性」、「学校組織を運営する高いマネジメント力」等があげられており、こうした資質を向上していくための取組が求められています。

一方で、様々な教育的課題に対応していくための教職員の業務は多様化・複雑化しており、それに伴う多忙感を解消することや心身の健康対策を充実させていくことが大きな課題となっています。

こうした現状と課題に対応するため、平成19年度策定の「教職員人材育成プラン」^(注)による取組の成果等を継承しつつ、中長期的な視野に立った教職員の資質向上を図るための取組を進めていきます。

(注) 「教職員人材育成プラン」：本県教職員の教育力を向上させ高いレベルの教育サービスを提供していくため、「大学等における養成」「採用」「研修」「評価」「異動」「任用」「環境」等、人材を育成するために重要な各要素をトータル的に見直し、中長期的な視点から一貫した理念に基づいた人材育成を行うために策定したもの。

施策の内容

① 優れた人材の確保

養成を担う大学との連携や教員等採用選考の工夫・改善等により、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な人材の確保に努めます。

② 専門性や社会性向上のための取組の充実

採用後に実施する体系的な研修や、優れた教員の力を生かした取組等の充実により、本県教職員の専門性や社会性の向上に努めます。

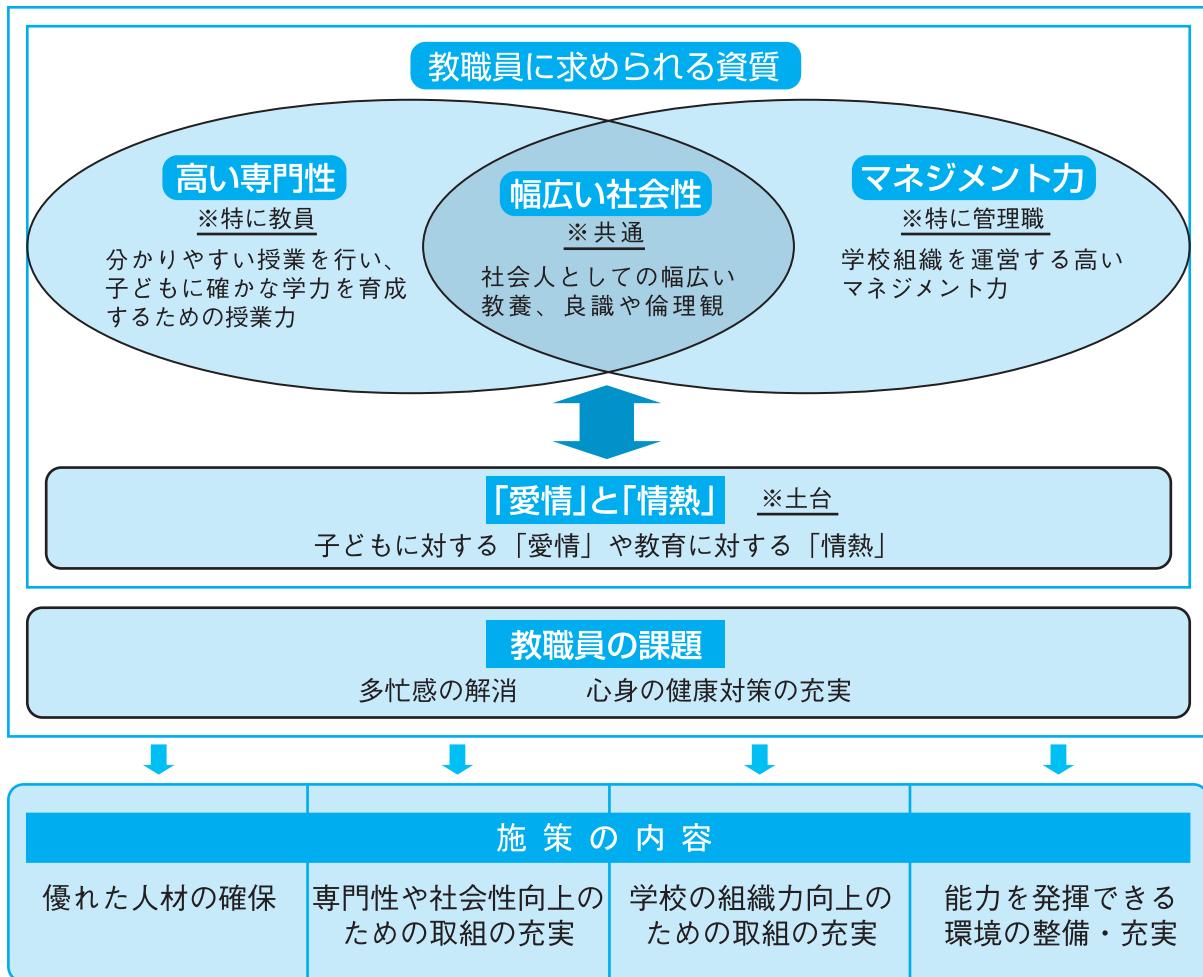
③ 学校の組織力向上のための取組の充実

学校組織の見直しや組織的な取組の推進等により、学校の組織力向上に努めます。

④ 能力を発揮できる環境の整備・充実

教職員評価制度の活用や、より公平・公正な異動・任用を実施するとともに、学校業務の改善や心身の健康対策を推進し、能力を発揮できる環境の整備・充実に努めます。

教職員の資質向上（概念図）



主な取組

① 優れた人材の確保

★大学との連携推進

- ・子どもに対する愛情と教育に対する情熱を持ち、本県の教育的課題の解決を図る実践的指導力のある人材を養成するために、教職希望者に対する学校での体験機会を提供したり、大学での講座に講師を派遣したりするなど、大学と教育委員会の連携を推進します。

★採用選考等の工夫・改善

- ・豊かな人間性と専門性を有する優秀な教員等を採用するために、採用選考の方法等について工夫・改善するとともに、今後増加していく退職者の豊かな経験と指導力を活用するための再任用の在り方について検討します。

② 専門性や社会性向上のための取組の充実

★専門性や指導力を高めるための取組の充実

- ・教職員の資質向上を図るため、教育委員会が実施する体系的・計画的な研修の充実に努めるとともに、各学校のニーズに応じた校内研修等のサポートや教育情報の提供を積極的に実施します。

★優れた教員の力を生かした取組の推進

- ・優れた授業力を持つスーパーティーチャー^(注1)等による授業公開や指導・助言、また若手教員の授業力向上を目指して実践的な研修を行う「宮崎授業力リーダー養成塾^(注2)」等の取組により、県内全体における教員の資質向上や次世代の教育を担う人材の育成を図ります。

(注1) 「スーパーティーチャー制度」：他の教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通してその優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度（※平成22年度委嘱者数18名）。

(注2) 「宮崎授業力リーダー養成塾」：若手教員の授業力向上を目的として塾長1名（教科指導等に実績のあるベテラン教員）と塾生5名（教職経験5～10年程度の若手教員）で構成し、授業研究などの実践的な研修を行わせる（※平成22年度は8塾設置、小学校3、中学校3、高等学校2）。

★幅広い社会性やマネジメント力等を高めるための研修の充実

- ・教職員に求められる幅広い社会性、倫理観及びマネジメント力を高めるため、社会体験研修や学校組織マネジメントの研修等を体系的に位置付け計画的に実施し、その充実を図ります。

③ 学校の組織力向上のための取組の充実

★副校長、主幹教諭及び指導教諭^(注3)の配置等による学校の組織力向上の推進

- ・副校長、主幹教諭及び指導教諭配置校の取組等を踏まえながら、教職員が能力を發揮し、人材育成を進めることができるよう学校の組織力の向上を図ります。

(注3) 「副校長、主幹教諭、指導教諭」：学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。副校長は、校長と教頭の間に置かれる職で、校長を助け校長の命を受けた範囲で、校務の一部をつかさどる。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

★事務職員の組織的な取組の推進

- ・学校事務の共同実施^(注4)等による成果を踏まえながら、事務や業務の効率化、学校運営への関わり方、教員の事務負担軽減等に向けた取組を推進します。

(注4) 「学校事務の共同実施」：本県では小・中学校において、学校事務を効率的に執行する観点から、学校規模や実態に応じた事務職員の複数配置及び複数校兼務によって事務処理の効率化や標準化を推進するとともに、子どもの教育活動への支援を行う観点から、教員の子どもと向き合う時間の確保やきめ細かな学習指導の充実を図るため、教員の事務負担軽減といった具体的な取組を推進している。

④ 能力を発揮できる環境の整備・充実

★教職員評価制度を活用した人材育成の推進

- ・教職員評価制度における管理職と職員とのミーティングやフィードバックの充実を図るとともに、評価結果を積極的に活用することにより、教職員の人材育成を推進します。

★公平・公正な異動・任用の実施

- ・教職員の適材適所への配置や、有能な人材を管理職に任用するなど、より公平・公正な異動・任用を実施します。

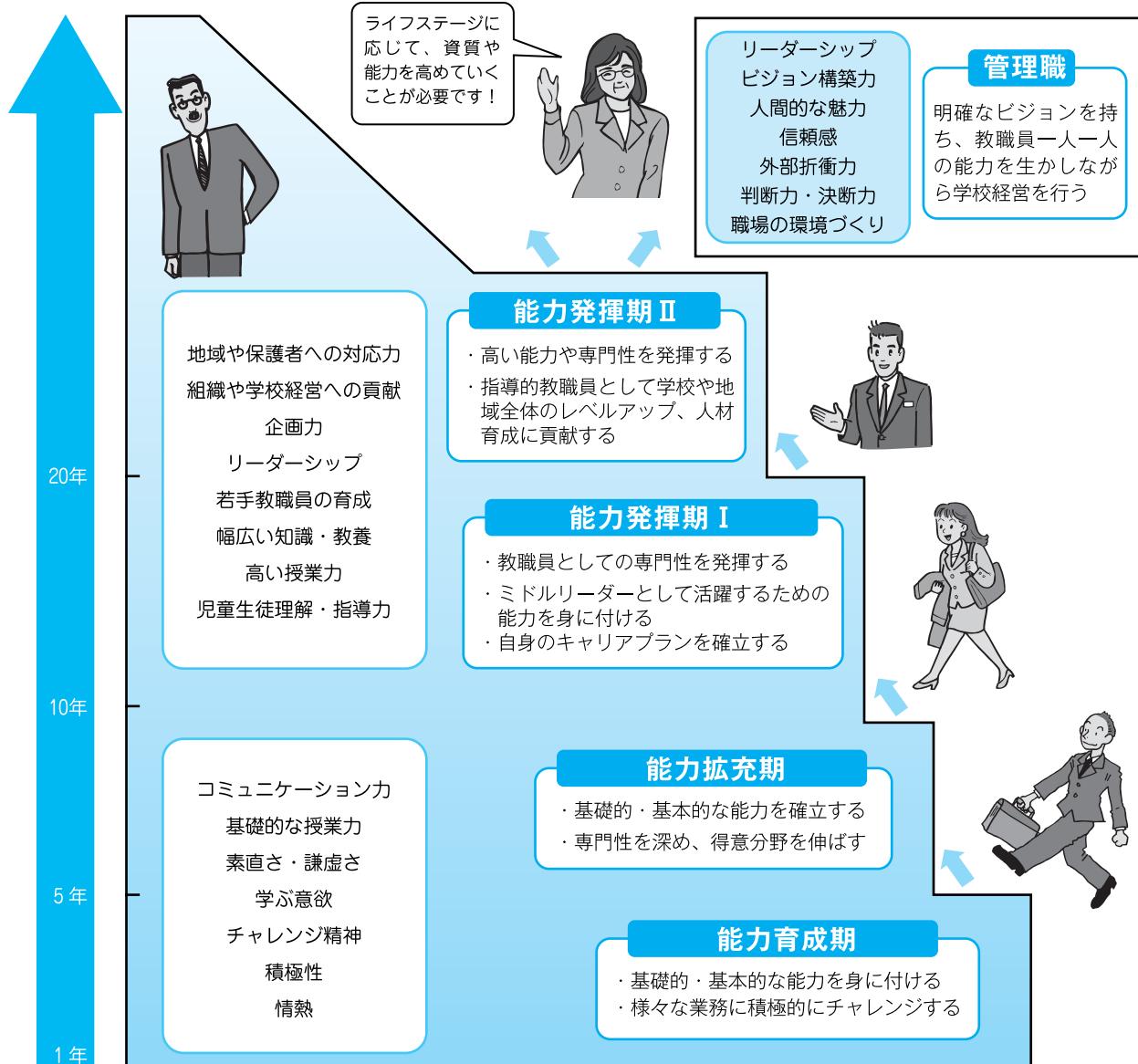
★学校業務改善の推進

- ・会議・文書の縮減や行事の精選等、教職員の多忙感の解消に向けた、学校業務の合理化をさらに推進します。

★心身の健康対策の総合的推進

- ・管理職等を対象とした研修を実施するなど、教職員の安全と健康を保持する校内体制の整備を促進するとともに、各種健康づくり事業の実施や相談体制の充実により、心身の健康増進を図ります。

教職員に求められる資質・能力



施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

【施策2】 公立学校における安心・安全の確保

現状と課題

学校は、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であることが前提です。

しかし、近年、学校への不審者侵入や登下校中における犯罪など、学校の内外において子どもたちが犠牲となる事件・事故が発生しており、地域ぐるみで子どもたちの安全を守り、安心して過ごせる人的あるいは社会的な環境を整備するとともに、施設・設備等の物質的な環境を整備することが求められています。

そのため、学校において、子どもたちの安全を守るための取組を一層推進するとともに、保護者や地域住民によって行われている防犯パトロールや「子ども110番の家」の活動等に取り組む様々なボランティア等と連携を図り、学校安全体制の強化に努めます。

さらに、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実を図ります。

また、子どもたちが、安全な施設で安心して充実した教育が受けられるよう、各学校において安全点検を継続的かつ計画的に実施するとともに、建物の耐震化や長寿命化など、施設・設備に関する様々な課題に適切に対応していくよう努めます。

施策の内容

① 学校安全体制の整備・充実

学校安全指導者研修会を開催し、教職員の安全に関する知識と技能の向上を図るとともに、地域ボランティアであるスクールガード^(注)による子どもの安全を確保する取組を推進します。

② 安心・安全な学校施設の整備

子どもたちが安心・安全で充実した環境の中で教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図ります。

(注) 「スクールガード」：子どもたちの登下校時の見守り活動や、校内の巡回等を行う学校安全ボランティア（保護者や地域住民）。

主な取組

① 学校安全体制の整備・充実

★教職員の安全意識の高揚と学校安全体制の充実

- ・学校安全指導者研修会を継続して実施し、教職員が学校安全に関する知識を身に付け、指導力を向上させるとともに、子どもたちの安全確保と学校の安全管理体制の充実を図ります。

★地域ぐるみの学校安全体制の充実

- ・地域ボランティアであるスクールガードを対象とした養成講習会等を実施し、各地域における子どもの安全を確保する取組の普及・充実を図ります。
 - ・学校と家庭や地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等が、協力要請や情報交換を行う連携会議を開催し、共通認識と行動連携が図られるよう、地域ぐるみの学校安全体制の充実に取り組みます。

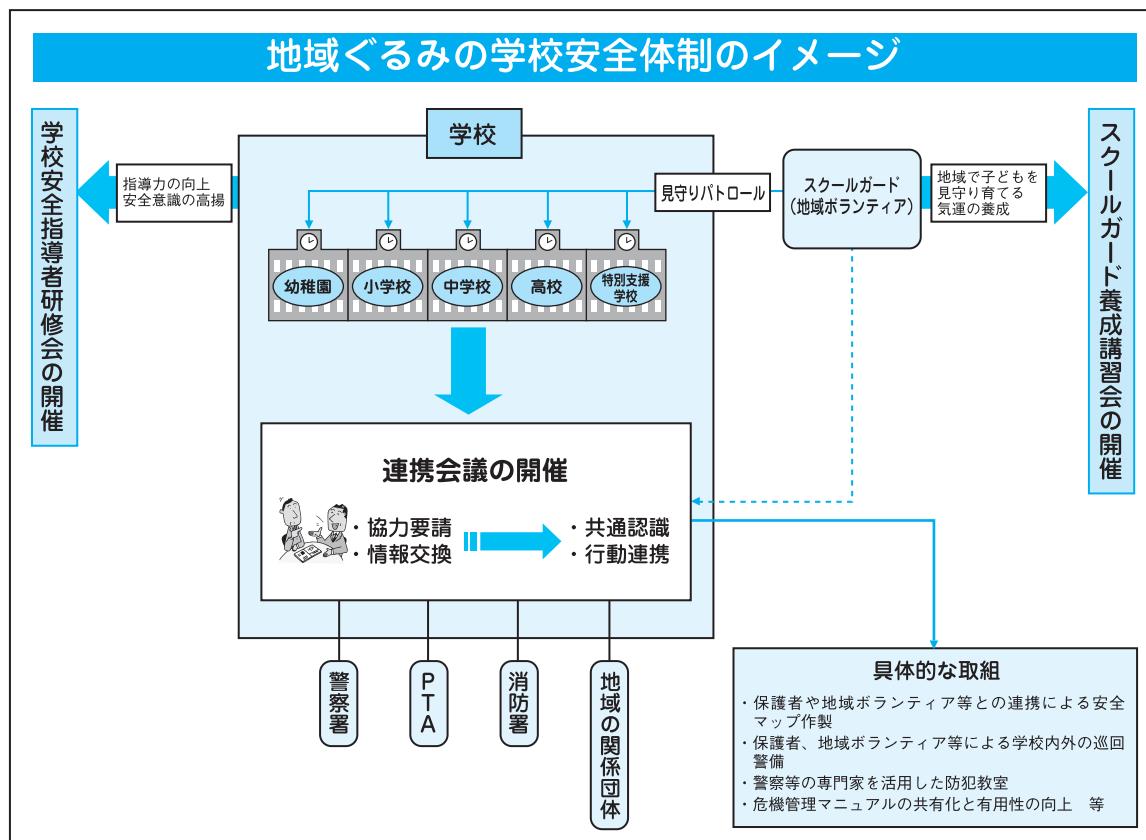
② 安心・安全な学校施設の整備

★耐震対策の推進

- ・県立学校の建物の耐震化について、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」の終期である平成27年度末までの完了を目指して推進します。また、小・中学校の建物の耐震化が早期に完了するよう、市町村への助言に努めます。

★既存建物の長寿命化

- ・県立学校等の既存の建物について、その性能を維持し将来にわたり安心・安全な活用を図るため、計画的な早期保全による建物の長寿命化を推進します。



施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

【施策3】 公立学校の教育環境の整備・充実

現状と課題

本県の教育に対する県民の多様なニーズに応えるためには、それを支える教育環境の整備・充実が必要不可欠です。

本県における高等学校への進学率は98%を超え、生徒の興味・関心や進路希望等が今まで以上に多様化しており、保護者や地域のニーズにも適切に対応することが必要となっています。また、今日、情報化やグローバル化、産業・就業構造の変化など、社会の変化に主体的に対応できる人材の育成がより一層求められています。

さらに、本県における中学校卒業者数は、平成31年度には平成21年度と比べて約1,600人の減少が予測されており、地域によっては、学校の小規模化が予想されています。

これらの課題に対応するため、中長期的な展望のもと、全県的・総合的な視野に立って、高等学校の教育環境の整備を推進します。

本県の特別支援学校においては、対象障がい種によって、在籍者数の減少に伴い、子ども同士の関わりを通した社会性の育成に困難が生じている状況がある一方で、高等部在籍者数の著しい増加により過密化が生じている状況もあり、高等部の設置を進めているところです。

また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中、地域によっては、所在の特別支援学校において専門的教育を受けることができる障がい種が限定されており、教育機会を確保する上で課題となっています。

これらの課題に対応するため、全県的・総合的な視点に立ち、計画的・段階的な特別支援学校の教育環境の整備を推進します。

また、子どもたちが学ぶための条件整備として、きめ細かな指導を行うための小・中学校における少人数学級の推進や、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する支援に努めます。

施策の内容

① 県立学校の整備・充実

学校の特色づくり、学科の設置や学科改編等により、魅力と活力のある学校づくりを推進します。

特別支援学校の整備等により、地域における支援体制の整備を推進し、幼児児童生徒の一人一人のニーズに対応した学校づくりを推進します。

② 児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備推進

教師が子どもと向き合う時間をより多く確保することにより、きめ細かな指導ができるなど質の高い教育を実現するため、国の動向を注視しながら小・中学校における少人数学級の実施を検討します。

③ 修学支援の充実

経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する修学支援の充実に努めます。

主な取組

① 県立学校の整備・充実

★魅力と活力のある高等学校づくりの推進

- ・平成24年度までは、現行の「宮崎県高等学校再編整備計画」（平成15年度～平成24年度）に基づき、平成25年度以降は、今後策定される「新たな計画」に基づいて、魅力と活力のある学校づくりを推進します。
- ・県立学校における教育水準の維持・向上を図るため、時代に即した教育設備の整備・充実に努めます。また、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の災害に対応できる設備の整備に努めます。

★多様な教育的ニーズに対応した特別支援学校づくりの推進

- ・平成25年度までは、現行の「宮崎県特別支援学校総合整備計画」（平成21年度～平成25年度）に基づき、平成26年度以降は、今後策定される「新たな計画」に基づいて、多様な教育的ニーズに対応した学校づくりを推進します。
- ・特別支援学校における在籍者の増減や、地域の状況等を踏まえ、社会の変化に対応した施設・設備の整備に努めます。

② 児童生徒にきめ細かな指導ができる教育環境の整備推進

★少人数学級の推進

- ・小学校1・2年生の30人学級編制及び中学校1年生の35人学級編制による少人数学級に加え、国の動向を注視しながら、小・中学校全学年における少人数学級の実現及びそれに伴う教職員定数改善を検討します。

③ 修学支援の充実

★育英資金による支援

- ・向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する支援として、宮崎県育英資金の貸与を進めます。

施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

【施策4】 私立学校の振興

現状と課題

本県の私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践するとともに、高校生の約3割が就学するなど、本県の学校教育において重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子化の進行に伴い、県内の中学校卒業者は年々減少しており、今後も更なる減少が予測されることから、私立学校の教育面において、学校の規模の縮小等により教育効果等で問題が生じるとともに、経営面において、生徒納付金の減少等によりますます厳しい状況となることが想定されます。

このような中、私立学校には、社会情勢の変化や県民ニーズの多様化に応じた魅力ある学校づくりとともに、健全な経営の確保が求められます。

このため、私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。

施策の内容

① 私立学校の教育の振興等に対する支援

私立学校の自主性を尊重しつつ、教育の振興、経営の健全性の向上等に対する支援、助言・指導を行います。

② 保護者負担の軽減に対する支援

私立高等学校及び専修学校高等課程の生徒の学費負担の軽減並びに生活困窮世帯の私立高校生の学費負担の軽減に対する支援を行います。

③ 教職員の資質向上等に対する支援

私立学校の教職員の資質向上及び福利厚生の向上に対する支援を行います。

④ 私立専修学校の教育の充実に対する支援

専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保及び魅力ある産業人材の育成に対する支援を行います。

主な取組

① 私立学校の教育の振興等に対する支援

★私立学校の教育の振興、経営の安定化に対する支援

- ・学校法人の経常的経費（人件費、教育研究経費）に対する補助を行うことにより、私立学校の教育の振興とその経営の健全性の向上及び保護者負担の軽減を支援します。

★私立学校の特色ある取組に対する支援

- ・私立学校が行う特色ある取組に対する補助を行うことにより、魅力ある私立学校づくりを支援します。

★私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導

- ・私学教育専門員^(注)が私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導を行うことにより、私立学校の教育の適切な推進を支援します。

(注) 「私学教育専門員」：私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

② 保護者負担の軽減に対する支援

★私立高校生等の学費負担の軽減に対する支援

- ・私立高等学校及び専修学校高等課程の生徒に対して公立高校授業料相当額（低所得世帯の生徒に対しては増額）を助成することにより、学費負担の軽減を支援します。

★生活困窮世帯の私立高校生の学費負担の軽減に対する支援

- ・私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことにより、生活困窮世帯の私立高校生の学費負担の軽減を支援します。

★育英資金による支援

- ・向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対する支援として、宮崎県育英資金の貸与を進めます。

③ 教職員の資質向上等に対する支援

★私立学校教職員の資質向上に対する支援

- ・私学団体が行う教育研修事業に対する補助を行うとともに、県教育委員会主催の研修会に私立学校教職員が参加したり、私立学校や私学団体が行う研修会に私学教育専門員や県教育委員会事務局職員を講師として派遣することにより、私立学校の教職員の資質向上と教育水準の向上を支援します。

★私立学校教職員の福利厚生の向上に対する支援

- ・私学団体が行う長期給付事業、退職手当資金積立に対する補助を行うことにより、私立学校教職員等の福利厚生の向上を支援します。

④ 私立専修学校の教育の充実に対する支援

★私立専修学校の教育の充実に対する支援

- ・私立専修学校設置者に対して補助を行うことにより、専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を支援します。

施策の目標Ⅳ 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

【施策5】 高等教育環境の充実

現状と課題

大学等の高等教育機関は、高度な人材の育成や学術研究を通じた地域社会への貢献など、地域の知の拠点機能として大きな役割を担っています。

少子化による影響で、進学希望者数と入学者総数が等しくなる全入時代を迎える中、各高等教育機関は、個性ある教育や特色ある講座の開設、研究の質の向上など魅力ある大学づくりが求められています。

また、国際化・情報化の進展や複雑・多様化する社会において、高等教育機関の教育研究や人材等の資源を地域に生かしていくことが求められており、地域の一員として、知的資源の還元や産学官連携による地元経済への貢献などが期待されています。

このため、高等教育機関相互の交流や教育の活性化に対する支援、高等教育機関と地域社会との交流及び連携に対する支援等に取り組みます。

(注) 「私学教育専門員」：私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

施策の内容

① 魅力ある高等教育の推進

高等教育機関相互の交流及び教育の活性化に対する支援を行うなど、「高等教育コンソーシアム宮崎^(注)」と連携・協力し、高等教育全体の魅力の向上と機能の充実を図ります。

② 高等教育機関の地域社会への貢献

高等教育機関の教育研究資源を生かした、地域活性化への貢献を支援し、高等教育機関と地域社会との交流、連携を促進します。

(注) 「高等教育コンソーシアム宮崎」：県内11の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、もって魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目指して、設立した団体。

主な取組

① 魅力ある高等教育の推進

★高等教育機関相互の交流及び教育の活性化に対する支援

- ・大学等相互の連携による単位互換や学生の交流、高校生を対象とした授業や合同進学説明会など、教育研究機能の充実に向けた活動を支援します。

② 高等教育機関の地域社会への貢献

★高等教育機関と地域社会との交流及び連携に対する支援

- ・大学等と産業界が連携したインターンシップや人材育成、学生への就職活動支援事業などに対する取組を支援します。

施策の目標V 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

【施策1】 生涯学習の振興

現状と課題

少子高齢化、高度情報化、国際化などが進展する中で、職業上の知識・技能の向上や離・転職、退職等に対応した新たな知識・技能の習得、さらに学習成果を地域社会で生かすなど、県民の生涯学習に対するニーズが多様化しています。

このような現状において、本県の生涯学習社会^(注1)づくりを推進するためには、県民誰もが、いつでも、これまでの学びを深めたり新たな学びやスポーツ、文化活動等に取り組んだりしながら、生涯にわたって自らを磨き高めることができる環境づくりや学習成果等を生かすことができる場の確保など、生涯学習推進体制の充実を図ることが大切です。

そのために、学びの場・学びを生かす場・学び直しのできる場の提供をはじめとする、各ライフステージ^(注2)における学習支援の充実を図るなど、生涯学習の体制の整備・充実に努めます。

また、社会教育関係団体との連携や社会教育指導者の資質の向上など、社会教育の充実を図るとともに、県民が主体的に学べるよう、社会教育施設の機能の充実を図ります。

(注1) 「生涯学習社会」：人々が生涯の中で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会のこと。

(注2) 「ライフステージ」：人生における段階を意味する。

(例) ①乳幼児期（就学前教育期を含む） ②青少年期 ③成人期 ④高齢期

施策の内容

① 生涯学習推進体制の整備

学習者が必要とする様々な学習情報をいつでもどこでも入手でき、学習に参加できるように努めるとともに、個人が学習したことにより得られた経験や知識等が社会で発揮できるような体制を整備します。

② 社会教育の充実

社会教育関係団体等の連携強化や地域活動を支える社会教育関係者の育成と資質の向上に努めます。また、本県の自然・歴史・文化・芸術について、県民が親しみ、主体的に学べるよう社会教育施設の機能の充実を図ります。

主な取組

① 生涯学習推進体制の整備

★生涯学習に関する情報の提供の充実

- ・多様化する県民の学習ニーズに応え、県民が必要とする生涯学習に関する情報を広くかつ迅速に入手することができるホームページ「みやざき学び応援ネット」を中心とした情報提供の充実に努め、県民の生涯学習を支援します。

★各ライフステージにおける学習活動の充実

- ・地域の社会教育施設等において、高齢者等を対象とする学習活動など各ライフステージにおける学習活動の支援の充実を図るとともに、個人が学習したことにより得られた経験や知識等が社会で発揮できるよう学びを生かす場の充実に努めます。

★キャリア教育・リカレント教育^(注)の充実

- ・これまで学ぶ機会に恵まれなかつた人や離・転職者、退職者が、職業能力を高めるために、質の高い教育を受けたり、学び直しができたりするよう、職業能力開発機関や高等教育機関、企業等と連携を図りながら、必要な学習情報の提供の充実を図ります。

(注) 「リカレント教育」：主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用し、職業上の新たな知識・技術を習得することや、日常生活において人間性を高めるために、必要とする高度で専門的な教育。

② 社会教育の充実

★社会教育関係団体の連携強化

- ・県や市町村が連携し、社会教育関係事業に関係団体等の参画を促すとともに、指導者研修の充実や関係団体等とのネットワークの構築により、社会教育関係団体の一層の連携に努めます。

★社会教育指導者の資質の向上

- ・県民に対して社会教育指導者の資格取得についての広報・啓発を行い、指導者の確保に努めます。
- ・社会教育に関する研修会の実施により、社会教育関係者の資質の向上を図ります。

★図書館・博物館・美術館等の機能の充実

- ・より多くの県民が来館し、自然・歴史・文化・芸術に親しめるよう、図書館・博物館・美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組みます。
- ・県民の生涯学習をさらに推進するために、県の機関と市町村の機関相互の情報のネットワーク化を図ります。

施策の目標V 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

【施策2】 スポーツの振興

現状と課題

本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、昭和60年頃をピークに低下傾向が見られました。そこで、平成16年度から県内すべての公立小・中・高等学校等で全児童生徒を対象に体力・運動能力調査を実施し、その結果をもとに各学校で独自の「体力向上プラン」を作成・実践するなど、体力向上への取組を進めた結果、徐々にその成果が表れてきています。全国との比較においては、平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査^(注1)で、全実技調査項目の8割以上が全国平均を上回っている状況にあります。しかし、全体的に男子に比べて女子の体力・運動能力が低いことや積極的に運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が見られること等の課題もみられます。そのため、各学校における「体力向上プラン」の改善・充実を図るとともに、幼児期からの継続した体力つくりを推進します。

本県の生涯スポーツについては、宮崎県県民意識調査によると、平成21年度の本県の「成人の週1回以上のスポーツ実施率」が46.9%で、全国とほぼ同じ状況に留まっていることから、さらに、総合的に生涯スポーツの振興を図ります。また、県では、より多くの県民へのスポーツの普及を目指し、「みやざき県民総合スポーツ祭」を実施していますが、さらに周知を図るとともに、より多くの県民が参加しやすい大会となるように、その在り方について工夫・改善を図ります。また、地域の生涯スポーツの普及のために、指導者の養成を推進します。

本県の競技スポーツについては、平成12年度から「宮崎県競技力向上推進本部」を設置し、競技力向上の対策に取り組んだことにより、本県の競技力を国民体育大会の男女総合成績^(注2)でみると、平成19年度・20年度は2年連続して30位台を確保することができました。しかし、平成21年度からは2年連続して40位台となり、競技力が安定している状況とは言えません。競技力の向上と安定を図るため、小学生から高校生までの一貫した強化体制の構築と優秀な指導者の養成・確保、育成した選手を社会人として受け入れる体制を整備するなど、長期的・継続的な視点からの取組を推進します。

(注1) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」：文部科学省が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、平成20年度から小5、中2を対象に実施している調査。その中で、実技調査項目として、「握力」、「上体起こし」等の新体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）が実施されており、男女の総項目数は34項目となる。

(注2) 「男女総合成績」：国民体育大会は、冬季大会・夏秋季大会を合わせて40の正式競技が実施され、各競技の参加得点と競技得点の合計点を男女総合成績としている。参加得点は各競技10点で、大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に、競技得点は各種別（成年男・女、少年男・女）、種目などの第8位までの都道府県に順位に応じて与えられる。

施策の内容

① 次代を担う子どもたちの体力向上の推進

各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践を進めるとともに、「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施するなど、幼児期からの体力つくりを推進します。

② 県民総参加型のスポーツの推進

各市町村に、総合型地域スポーツクラブが1つは設立されることを目指すとともに、県民総参加型のスポーツ大会の工夫・改善を図ります。

また、市町村や関係機関等とより一層連携し、生涯スポーツを支える人材を育成します。

③ 感動と夢を生み出す競技スポーツの推進

全国的な競技レベルの指標である国民体育大会での総合成績において30位台を目指すなど、競技力の向上と安定を図るために、関係団体や市町村と連携しながら、ジュニア期からの選手の育成強化や指導者の養成・確保、競技力を支える環境整備などを推進します。

主な取組

① 次代を担う子どもたちの体力向上の推進

★児童生徒の体力向上

- 各学校における体力・運動能力調査結果を踏まえ、「立腰指導^(注)」、「一校一運動」などを含める体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力つくり優良校の取組の紹介と表彰、体力向上研究推進モデル校の指定などを行います。
- 小学校体育授業への専門的な指導者の派遣を行うとともに、武道指導者講習会や運動部活動指導者研修会等を実施し、体育・保健体育の授業や運動部活動など、学校教育活動全体を通じた対策の充実を図ります。

(注) 「立腰指導」：腰骨を立てた正しい姿勢を身に付けさせる指導。体力向上や学習に対する集中力、意欲等を高めることをねらいとしている。

★幼児等に対する体力つくり支援

- 幼稚園・保育所等の指導者を対象とした「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施します。

② 県民総参加型のスポーツの推進

★総合型地域スポーツクラブの設立

- ・県内すべての市町村に、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、より多くの県民が参加できる総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。

★県民総参加型のスポーツの推進

- ・県民が参加しやすいスポーツ大会を実施するとともに、市町村や関係機関・団体と連携しながら、スポーツ人口の拡大を図ります。

★指導者、スポーツ・ボランティアの充実

- ・市町村体育指導委員の資質向上を目的とした研修会やスポーツ・ボランティア養成講習会を開催するなど、地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティアの養成・活用を図ります。

③ 感動と夢を生み出す競技スポーツの推進

★選手の育成強化

- ・各関係団体等と連携を図りながら、ジュニア期からの優秀選手の発掘・育成や競技力向上推進校、競技力強化推進校の指定と支援など、一貫指導体制の構築やジュニア層の育成に努めるとともに、社会人受け入れなどを推進し、本県競技力の更なる向上を目指します。

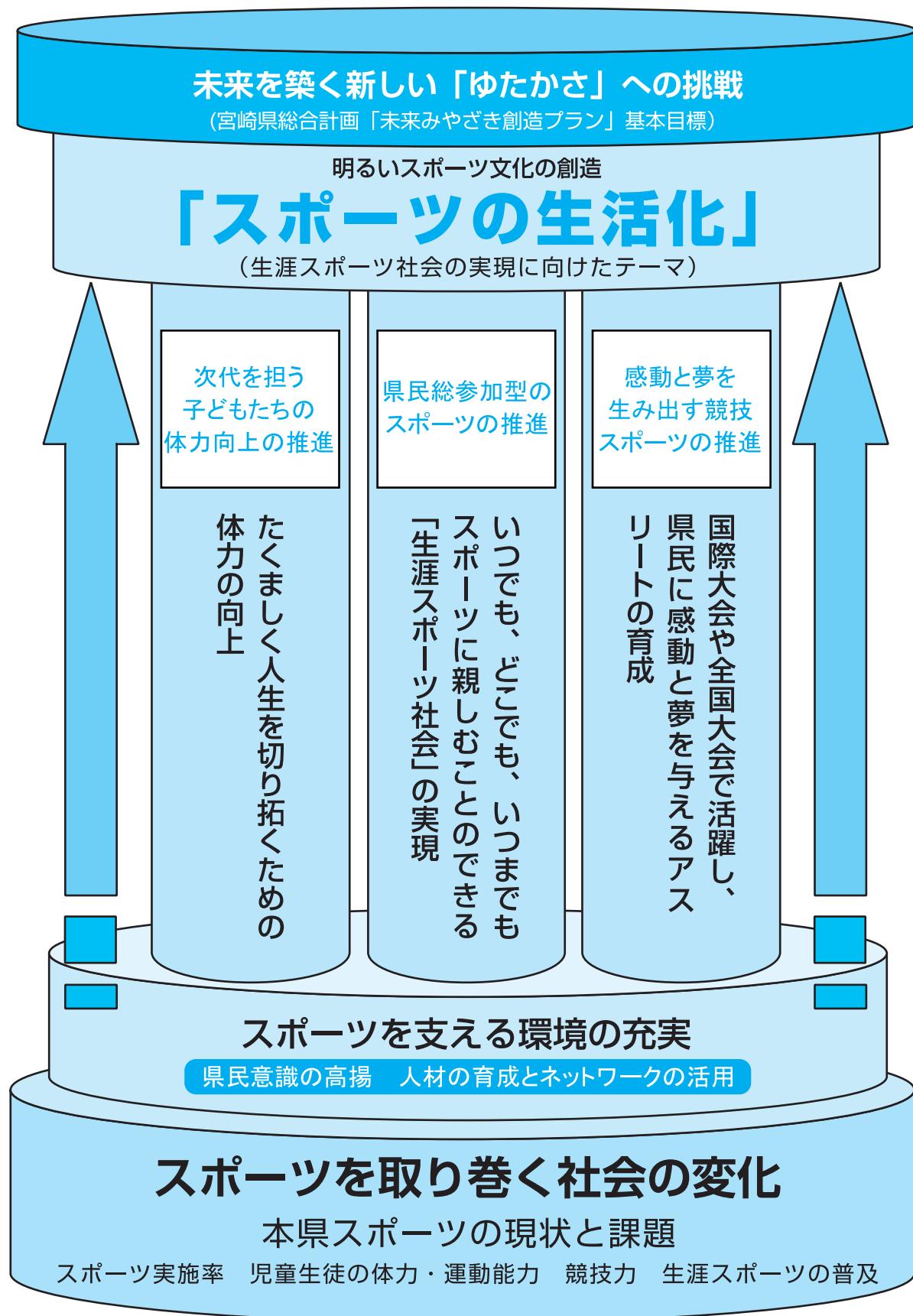
★指導者の養成・確保

- ・ジュニア指導者の養成を目的とした指導者研修やトップレベルの指導者を対象とした県外派遣研修を実施するなど、競技力向上に不可欠な条件となる指導者の養成・確保を推進することにより、中長期的に安定した競技力の維持・向上を目指します。

★競技における支援体制の充実

- ・市町村等と連携し、地域を基盤としたスポーツの振興を図るとともに、医・科学的なサポートの充実、顕彰制度の推進、メディアとの連携を図るなど、競技力を支える環境や条件を整備します。

【本県スポーツ振興の体系図】



施策の目標V 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

【施策3】 文化の振興

現状と課題

人々の価値観が「心の豊かさ」を求める傾向にある今日、音楽や美術の鑑賞・発表などの多彩な文化活動や、ふるさとの歴史や文化を理解するために欠かすことができない文化財の保護・継承により、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができる環境づくりをしていくことが求められています。

宮崎県県民意識調査の結果をみると、音楽・美術などの鑑賞や趣味の実践など、日頃から文化に親しんでいるかどうかという設問に対し、「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した県民は、4割弱という状況です。

今後は、県民一人一人が生涯を通じて文化に親しむための機会を充実させ、県民の文化活動を支える環境の整備を図るとともに、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保護・継承と活用に積極的に努めます。

施策の内容

① 県民が文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞や学習の機会、創作や発表の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、国、地域や世代、ジャンルを超えた文化交流を推進します。

② 県民の文化活動を支える環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通し、県民の文化活動を支える環境整備を推進します。

③ 文化財の保護・継承と活用

長い歴史と豊かな風土に培われ守り伝えられた有形・無形の文化財を、大切に保護・継承し、積極的に活用する環境づくりを推進します。

④ 特色ある文化資源の活用

本県の文化資源を掘り起こし、情報発信する取組を推進し、多様な文化資源を様々な分野で活用するとともに、次世代に継承します。

主な取組

① 県民が文化に親しむ機会の充実

★鑑賞・学習機会の充実

- ・質の高い優れた芸術に触れる公演・美術展や、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動^(注)を行うなど、県民が様々な形で鑑賞する機会の提供を行います。なかでも、児童生徒が文化への関心を高めるような鑑賞機会の充実を図ります。また、郷土の歴史や様々な文化を、県民が生涯を通じて学習できる機会の充実を図ります。

(注) 「アウトリーチ活動」：「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

★創作・発表機会の充実

- ・文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、文化祭や美術展の開催、文学賞の支援など、文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

★文化交流の推進

- ・国、世代、ジャンルを超えた文化交流や優れた芸術の国際的な交流を推進し、新たな文化の創造につなげます。

② 県民の文化活動を支える環境の整備

★多様な主体に対する活動支援

- ・文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動を一層促進していくための支援を推進するとともに、新進芸術家や、文化活動をサポートするボランティアなど、文化に携わる人材の育成を推進します。

★多様な主体相互の連携・協働体制の整備

- ・県民の文化活動をより一層活性化するため、文化団体や文化関係NPO法人、教育機関、企業等と行政とが相互に連携・協働できる体制の整備に努めます。

★文化施設の機能の充実

- ・文化に係る各分野における鑑賞・学習・交流・連携など、文化を育む拠点としての機能の充実を図り、県民にとってより身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

★県民の顕彰

- ・本県文化の向上発展に寄与した個人や団体に対し、その功績をたたえるため、県文化賞や地域文化功労者表彰などの顕彰を積極的に行います。

③ 文化財の保護・継承と活用

★文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援

- ・民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等へ助成を行うなど、文化財の保護・継承を担う人材や団体を育成し支援します。

★文化財の積極的な活用と保護・継承する意識の醸成

- ・文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化財を活用したふるさと学習の充実等により、文化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。

★文化財に関する多様な情報の発信

- ・みやざきデジタルミュージアム^(注)や文化財マップのweb公開、博物館等教育機関のホームページ等により、本県の歴史や文化財に関する多様な情報の発信に努めます。

(注) 「みやざきデジタルミュージアム」：博物館・美術館・埋蔵文化財センター等の所蔵資料など、ふるさと文化に関する本県独自の素材を、デジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

★文化財の調査や新たな指定の推進

- ・県内に所在する有形・無形の文化財を積極的に調査し、必要なものについては指定や登録を推進します。

④ 特色ある文化資源の活用

★文化資源の掘り起こし・情報発信

- ・本県の様々な文化資源の魅力について県民が理解を深め、活用につなげられるよう、文化資源の活用や情報発信に取り組みます。

★文化資源の活用

- ・本県ならではの多様な文化資源を活用し、観光の振興、地域づくり、産業の振興、教育の充実などにつながる取組を推進します。

★次世代への文化の継承

- ・これまでに県民が培ってきた生活に根ざした文化や地域の伝統文化を風化させることなく、確実に次世代に継承するため、子どもたちに文化を伝える機会の提供や、地域に残る文化の保存に努めます。

第五章 計画の推進

1 計画の実効性の確保

2 計画の推進に向けて

- (1) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携
- (2) 関係部局間の連携

3 施策推進のための管理指標

1 計画の実効性の確保

社会が大きく変化していくことが予測される時代であるからこそ、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」に向けた取組を強く推進する必要があります。

このため、本県の財政事情を踏まえながら施策の推進に必要な予算の確保に努めるとともに、成果指標や施策推進のための管理指標、事業評価等による検証をもとにした計画的・効率的な施策の推進、社会情勢や教育に関する県民ニーズ・課題等から、必要に応じて計画の見直しを行うなど、本計画の実効性を高めていきます。

2 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、次のような基本的な考え方のもとで、効果的かつ円滑に各施策が展開されるように留意しながら取り組んでいきます。

(1) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携

本計画の推進にあたっては、地域の教育振興に関して、所管する地域の実情や課題に直結した施策を推進している市町村教育委員会との連携は何より重要です。

学校教育においては、各学校の教職員が一体となって取り組む意識が大切であり、そのためには、県立学校はもとより市町村立学校においても、本計画についての理解と認識を深め着実な取組が進められる必要があります。

また、家庭や地域の教育力の向上など地域ぐるみの教育の推進等においても、県と市町村は連携して「人づくり」に取り組むことが重要です。

このため、県教育委員会と市町村教育委員会では、今後とも、十分な意見交換等を行い、共通認識を深めつつ施策の推進を図っていきます。

(2) 関係部局間の連携

本計画の施策は、教育委員会の所管事項をはじめ、知事部局が所管する就学前教育、私立学校の教育、高等教育、文化の振興等から構成されています。

そこで、本計画の推進にあたっては、教育委員会と県民政策部、福祉保健部等の関係部局との連携を一層密にしながら施策の推進に取り組みます。

3 施策推進のための管理指標

施策推進のための管理指標を設定し、各施策の取組の進捗状況の点検・改善を図り、計画を着実に推進します。

I 県民総ぐるみによる教育の推進

施 策	指 標	現状値	年度	目標値
I－1	学校・家庭・地域や企業・市民団体等による、学校支援のための組織が整備され、子どもの教育支援がなされている小・中学校の割合	56%	H22	100%
I－2	子どもの生活習慣づくりの取組（早寝・早起き・朝ごはん、ノーメディア・デー、家読等）を通して、子どもとの会話が増えたり、子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合	81%	H22	90%
I－3	保護者や地域住民による「学校関係者評価」を実施・公表し、信頼される開かれた学校づくりに取り組む学校の割合	98%	H22	100%

II 生きる基盤を育む教育の推進

施 策	指 標	現状値	年度	目標値
II－1	小学校との交流活動や合同研究等に年3回以上取り組んでいる幼稚園・保育所・認定こども園の割合	17%	H21	70%
II－2	全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回る教科、区分の割合	小 50% 中 50%	H22	小 100% 中 100%
II－3	「自分には良いところがある」と思う児童生徒の割合 「本、芸術、自然や人とのふれあいの中で感動することがある」とする児童生徒の割合	小 74% 中 61% 高 59% 小 80% 中 75% 高 80%	H22	小 85% 中 70% 高 70% 小 85% 中 85% 高 85%
II－4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全国平均を上回る項目の割合	85%	H22	100%
II－5	障がいの有無に関わらず、いっしょに活動する機会が大切であると考える児童生徒の割合	90%	H22	100%
II－6	「人権が尊重されている学校になっている」と思う児童生徒の割合	69%	H22	80%
II－7	学習の目的に応じてICTを活用し、自らの情報活用能力が高まったとする児童生徒の割合	小 80% 中 64% 高 63%	H22	小 90% 中 80% 高 70%

III 自立した社会人・職業人を育む教育の推進

施策	指標	現状値	年度	目標値
III-1	宮崎県や、自分が住んでる市や町や村など、ふるさとが「好き」と思う児童生徒の割合	小 92% 中 85% 高 82%	H22	小 95% 中 90% 高 85%
III-2	地域の一員として自ら地域に関わろうとする自覚を持ち、地域の活動（ボランティア活動を含む）に積極的に参加する児童生徒の割合	51%	H22	70%
III-3	将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている児童生徒の割合	小 84% 中 84% 高 80%	H22	100%

IV 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実

施策	指標	現状値	年度	目標値
IV-1	優れた指導力を持つ指導教諭（スーパーティーチャーを含む）の授業公開に参加した教職員のうち、そこで学んだことを踏まえて授業改善を図った者の割合	82%	H22	90%
IV-2	幼児児童生徒や学校の安全確保のために、家庭や地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等との間で、協力要請や情報交換を行う連携会議を毎年開催し、共通認識と行動連携を図っている学校の割合	81%	H22	100%
	公立学校の建物についての耐震化率 ① 県立学校 ② 市町村立学校	① 92% ② 82%	H22 H21	100% 100%
IV-3	高等学校卒業時に、現在の学校・学科に入学してよかったと思う生徒の割合	80%	H22	85%

V 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

施策	指標	現状値	年度	目標値
V-1	日頃から生涯学習（自分の生活の充実や仕事の技能の向上、自己啓発等のための学習）に取り組んでいる県民の割合	48%	H22	70%
V-2	運動・スポーツを週1回以上行っている県民の割合	44%	H22	65%
V-3	日頃から文化に親しんでいると考えている県民の割合	40%	H22	75%

資料

資料

1 策定の経緯

期日	意見聴取方法等	主な内容
平成21年度 1月～2月	第二次宮崎県教育振興基本計画 策定のための県民意識・ニーズ 調査	・小・中・県立学校児童生徒、保護者、教諭、 県民合計約4400名を対象とした本県教育に 関する意識・ニーズ調査の実施
平成22年度 4月13日	市町村教育委員長・教育長会議 意見交換会	・今後の宮崎県や地域を担うべき人材に求め られる資質・姿について
5月19日	第1回 策定懇話会	・本県教育の現状と課題・ニーズについて ・今後求められる施策等について
6月10日	第1回 教育ミーティング (対象：高校生)	・学校や家庭、地域や社会の課題について ・今後の本県教育、学校教育の推進に係る意 見や要望について
7月30日	第2回 教育ミーティング (対象：社会教育関係者)	・社会教育の現状と課題について ・地域教育、家庭教育の今後の推進の在り方 について
9月22日	第2回 策定懇話会	・計画の基本構想・目標について ・総合的・計画的に取り組む施策について
9月25日	第3回 教育ミーティング (対象：青年団体関係者)	・今後の宮崎の教育、学校や家庭、地域や社 会の在り方について
12月22日	第3回 策定懇話会	・総合的かつ計画的に取り組む施策について ・計画における指標の在り方について
2月16日	第4回 策定懇話会	・計画(素案)について ・今後の本県教育の在り方、進め方等につい て
3月4日 ～ 3月31日	計画(素案)に係るパブリック・ コメント	・計画(素案)の公表 ・県民からの意見の募集・集約・反映
平成23年度 6月	6月定例県議会 議案提案	・6月22日 審議 ・6月29日 議決

2 第二次宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

(敬称略 50音順)

任期：平成22年4月～平成23年6月

資料

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤 塚 刚	県スポーツ振興審議会委員	
大 坪 三 郎	公募者	
黒 木 敏 之	黒木本店代表取締役	
黒 田 奈 ャ	NPO法人「ドロップインセンター」理事	
後 藤 信 一	宮崎日本大学高等学校長	
佐 保 忠 智	南九州短期大学教授	会 長
志野崎 友 嘉	大学生代表	
女子分 花 子	県おかあさんコーラス連盟会長	
田 内 博 夫	県立宮崎工業高等学校長	
田 原 健 二	市町村教育委員会連合会副会長	任期：～平成22年10月31日
新 原 とも子	宮崎市立宮崎小学校長	
二 見 俊 一	市町村教育委員会連合会副会長	任期：平成22年11月1日～
松 田 朝 子	県立延岡ととろ聴覚支援学校長	
宮 田 若 奈	保護者代表	
脇 谷 のりこ	県生涯学習審議会委員	副会長

(役職名等は、平成22年4月時点)

第二次宮崎県教育振興基本計画

発行／宮崎県教育庁総務課
〒880-8502 宮崎県宮崎市橋通1丁目9番10号
電話.0985-26-7233 FAX.0985-26-7306
E-mail ky-somu@pref.miyazaki.lg.jp